

十七 海上災害 油若しくは有害液体物質等の排出又は海上火災（海域における火災をいう。以下同じ。）により人の生命若しくは身体又は財産に生ずる被害をいう。

十八 海洋環境の保全等 海洋環境の保全並びに船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染、地球温暖化及びオゾン層の破壊に係る環境の保全をいう。

第二章 船舶からの油の排出の規制

第四条 船舶からの油の排出の禁止

一 船舶からの油の排出の禁止

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により油が排出された場合において引き続く油の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該油の排出

三 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための油の排出

四 第一項の規定は、船舶からのビルジその他（タンカーの水バラスト、貨物艤物の洗浄水及びビルジ（以下「水バラスト等」という。）であつて貨物油を含むものを除く。次条第一項において「ビルジ等」という。）の排出であつて、排出される油中の油分（排出される油を含まる前条第二号の国土交通省令で定める油をいう。以下同じ。）の濃度、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に適合するものについては、適用しない。

五 第一項本文の規定は、タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出であつて、油分の総量、油分の瞬間排出率（ある時点におけるリットル毎による油分の排出速度を当該時点におけるノットによる船舶の速力で除したもの）をいふ。排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に適合するものについては、適用しない。

六 第一項本文の規定は、海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする船舶からの油の排出であつて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ海上保安庁長官の承認を受けするものについては、適用しない。

七 前項の承認には、海洋の汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

（油による海洋の汚染の防止のための設備等）

第五条 船舶所有者（当該船舶が共有されているときは船舶管理人、当該船舶が貸渡されているときは船舶借入人。以下同じ。）は、船舶

るときは船舶借入人。以下同じ。）は、船舶（ビルジ等が生ずることのない船舶を除く。）に、ビルジ等排出防止設備（船舶内に存する油の船底への流入の防止又はビルジ等の船舶内における貯蔵若しくは処理のための設備をいう。第四項において同じ。）を設置しなければならない。

二 前項に定めるもののほか、タンカーには、水バラスト等排出防止設備（貨物油を含む水バラスト等の船舶内における貯蔵又は処理のための設備をいう。第四項において同じ。）を設置しなければならない。

三 前二項に定めるもののほか、国土交通省令で定めるタンカーには、分離バラストタンク（タンカーの貨物艤物（ばら積みの液体貨物を輸送するためのものに限る。以下同じ。）及び燃料油タンクから完全に分離されているタンクであつて水バラストの積載のために常置されているものをいう。以下同じ。）又は貨物艤物原油洗浄設備（原油により貨物艤物を洗浄する設備をいう。次項において同じ。）を設置しなければならない。

四 前三項の規定によるビルジ等排出防止設備、水バラスト等排出防止設備、分離バラストタンク及び貨物艤物原油洗浄設備の設置に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

第五条の二 タンカーの貨物艤物及び前条第三項の規定により設置する分離バラストタンクは、衝突、乗揚げその他の事由により船舶に損傷が発生した場合において大量の油が排出されることを防止するため、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように設置しなければならない。 （油濁防止規程）

第六条 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶に乗り組む船舶職員のうちから、船長（船長以外の者が船長に代わつてその職務を行うときは、その者。以下同じ。）を補佐して船舶からの油の不適正な排出の防止に関する業務の管理（第八条の二第四項の船舶間貨物油積替作業管理者が行うものを除く。）を行わせるため、油濁防止管理者を選任しなければならない。

油濁防止管理者は、国土交通省令で定める油の取扱いに関する作業の経験その他の要件を備えた者でなければならない。

（油濁防止規程）

第七条 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶ごとに、国土交通省令で定めるところにより、油の不適正な排出の防止に関する業務の管理に関する事項及び油の取扱いに関する作業を行ふ者が遵守すべき事項その他の油の不適正な排出の防止に関する事項（次条第一項及び第八条の二第一項に規定する事項を除く。）について、油濁防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。 （油濁防止管理）

第八条の二 他のタンカーとの間ににおけるばら積みの貨物油の積替えを行ふ国土交通省令で定める総トン数以上のタンカー（国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。）の船舶所有者は、当該積替え（以下「船舶間貨物油積替え」という。）に関する作業を行ふ者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項について、船舶間貨物油積替えの乗組員及び乗組員以外の者で当該船舶に係る業務を行う者のうち油の取扱いに関する作業を行ふものに周知させなければならない。

（油濁防止緊急措置手引書）

第七条の二 船舶所有者は、国土交通省令で定め

る事項について、油濁防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

（船舶間貨物油積替えは、第一項の船舶間貨物

油積替作業手引書（以下「船舶間貨物油積替作

業手引書」といふ。）に規定する船舶間貨物油積替作業手引書の作成及び備置き又は掲示に関する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

（船舶間貨物油積替えは、第一項の船舶間貨物

油積替作業手引書（以下「船舶間貨物油積替作

業手引書」という。)に従つて行わなければならぬ。

4 第一項の船舶所有者は、当該タンカーの乗組員のうちから、船長を補佐して船舶間貨物油積替えに関する業務の管理を行わせるため、船舶間貨物油積替作業管理者を選任しなければならない。

5 前項の船舶間貨物油積替作業管理者は、船舶間貨物油積替作業手引書に定められた事項を當該タンカーの乗組員及び乗組員以外の者で当該タンカーに係る業務を行う者のうち船舶間貨物油積替えに関する作業を行うものに周知させなければならない。

6 第四項の船舶間貨物油積替作業管理者は、船舶間貨物油積替えが行われたときは、その都度、積み替えられた貨物油の種類及び量その他の国土交通省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

7 第一項のタンカーの船長は、前項の記録をその作成の日から三年間当該タンカー内に保存しなければならない。

8 第一項及び第三項から前項までの規定は、次の各号のいずれかに該当する船舶間貨物油積替えについては、適用しない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための船舶間貨物油積替え

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により貨物油が排出された場合において引き続く貨物油の排出を防止するための船舶間貨物油積替え

(船舶間貨物油積替えの通報等)

第八条の三 日本国の内水、領海又は排他的經濟水域(以下「日本国領海等」という。)において船舶間貨物油積替えを行う前条第一項のタンカーの船長は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該タンカーの名称、当該船舶間貨物油積替えを行う時期及び海域並びに積み替える貨物油の種類及び量その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。通報した事項の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも同様とする。

2 前項の規定により船長がしなければならない通報は、当該タンカーの船舶所有者又は船長若しくは船舶所有者の代理人もすることができます。海上保安庁長官は、第一項の規定により通報された事項、当該船舶間貨物油積替えを行おう

とする海域における気象、海象及び船舶交通の状況その他の事情から合理的に判断して、当該船舶間貨物油積替えに起因する

タングルからの船舶間貨物油積替えに起因する油の排出のおそれがあると認めるときは、当該タンカーの船長に対し、当該油の排出の防止の

ために必要な限度において、当該船舶間貨物油積替えを行う時期又は海域の変更その他の当該タングルに係る業務を行わせるために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 第一項及び前項の規定は、前条第八項各号のいずれかに該当する船舶間貨物油積替えについては、適用しない。

5 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、第三項の規定による命令については、適用しない。

6 第五条第三項の規定及び第五条の二(分離バ

ラストタンクに係る部分に限る。)の規定は、二項並びに第六条から第八条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数百トン未満のものについて、適用しない。

7 第五条第三項の規定及び第五条の二(分離バ

ラストタンクに係る部分に限る。)の規定は、二項並びに第六条から第八条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数百トン未満のものについて、適用しない。

8 第五条第三項の規定及び第五条の二(分離バ

ラストタンクに係る部分に限る。)の規定は、二項並びに第六条から第八条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数百トン未満のものについて、適用しない。

9 第五条第三項の規定及び第五条の二(分離バ

ラストタンクに係る部分に限る。)の規定は、二項並びに第六条から第八条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数百トン未満のものについて、適用しない。

10 第五条第三項の規定及び第五条の二(分離バ

ラストタンクに係る部分に限る。)の規定は、二項並びに第六条から第八条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数百トン未満のものについて、適用しない。

11 第五条第三項の規定及び第五条の二(分離バ

ラストタンクに係る部分に限る。)の規定は、二項並びに第六条から第八条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数百トン未満のものについて、適用しない。

12 第五条第三項の規定及び第五条の二(分離バ

ラストタンクに係る部分に限る。)の規定は、二項並びに第六条から第八条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数百トン未満のものについて、適用しない。

13 第五条第三項の規定及び第五条の二(分離バ

ラストタンクに係る部分に限る。)の規定は、二項並びに第六条から第八条までの規定は、タンカー以外の船舶で総トン数百トン未満のものについて、適用しない。

(水バラストの排出のための設備を含む。)であつて国土交通省令で定める浄化方法により洗浄されたものの水バラストの排出については、適用しない。

3 第一条本文の規定は、船舶からの有害液体物質の排出(前項の規定による水バラストの排出を除く。)であつて、事前処理の方法、排出海域及び排出方法に關し政令で定める基準に適合するものに適用しない。

4 第一項の規定により有害液体物質を排出する場合において、その有害液体物質がその排出においては、適用しない。

5 第一条本文の規定は、船舶から他の当該タングルに係る業務を行わせるため、有害液体物質の不適正な排出を防止するためには、適用しない。

6 第一条本文の規定は、船舶から他の当該タングルに係る業務を行わせるためには、適用しない。

7 第一条本文の規定は、船舶から他の当該タングルに係る業務を行わせるためには、適用しない。

8 第一条本文の規定は、船舶から他の当該タングルに係る業務を行わせるためには、適用しない。

9 第一条本文の規定は、船舶から他の当該タングルに係る業務を行わせるためには、適用しない。

10 第一条本文の規定は、船舶から他の当該タングルに係る業務を行わせるためには、適用しない。

11 第一条本文の規定は、船舶から他の当該タングルに係る業務を行わせるためには、適用しない。

12 第一条本文の規定は、船舶から他の当該タングルに係る業務を行わせるためには、適用しない。

13 第一条本文の規定は、船舶から他の当該タングルに係る業務を行わせるためには、適用しない。

により船舶の損傷その他の事故が発生した場合において大量の有害液体物質が排出されることを防止するため、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように設置しなければならない。

(有害液体汚染防止管理者等)

第九条の四 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶に乗り組む船舶職員のうちから、船長を補佐して船舶間貨物油積替えに係る業務を行わせるための構造を有する船舶であつて第三条第九号に規定するものについては、適用しない。

4 第一条本文の規定により海上保安庁長官又は第九条の七の規定により海上保安庁長官の登録を受けた者(以下「登録確認機関」という。)(当該事前処理が千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書(以下「第一議定書」という。)の締約国である外国(以下「第一議定書締約国」という。)において行われる場合にあつては、当該第一議定書締約国が任命し、又は指定した者)の確認を受けなければならぬ。ただし、第一議定書締約国外の外国で事前処理を行う場合は、この限りでない。

5 前項の規定による確認は、同項の規定による確認を受けようとする者の申請に基づいて行う。

6 前二項に定めるもののはか、確認の申請書の様式、確認済証の交付その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

7 有害液体物質による海洋の汚染の防止のための設備等

3 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶に、有害液体物質を定める船舶であるものについて、油濁防止規程及び同項の有害液体汚染防止規程の作成及び備置き又は掲示に代えて、国土交通省令で定めるところにより、かつ、前項の国土交通省令で定める船舶であるものについて、油濁防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

2 船舶所有者は、第七条第一項の国土交通省令で定める船舶であり、かつ、前項の国土交通省令で定める船舶であるものについて、油濁防止規程及び同項の有害液体汚染防止規程の作成及び備置き又は掲示に代えて、国土交通省令で定めるところにより、同条第一項及び前項に規定する事項について、海洋汚染防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

1 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための有害液体物質の排出

2 船舶の損傷その他やむを得ない原因により有害液体物質が排出された場合において引き続く有害液体物質の排出を防止するための可能な一切の措置をとったときの当該有害液体物質の排出

3 前項本文の規定は、国土交通省令で定める有

害液体物質の輸送の用に供されていた貨物船の設置に關する技術上の基準は、国土交通省令で定める。

4 第六条第二項及び第七条第二項の規定は、有害液体汚染防止管理者について準用する。この規定の適用について、同条第一項中「前項の油濁防止規程(以下「油濁防止規程」という。)とあるのは、「第九条の四第三項の海洋汚染防止規程(前項に規定する事項に係る部分に限る。)」とする。

5 第六条第二項及び第七条第二項の規定は、有害液体汚染防止管理者について準用する。この規定の適用について、第七条第二項中「前項の油濁防止規程(以下「油濁防止規程」という。)とあるのは、「第九条の四第二項の有害液体汚染防止規程(同条第三項の海洋汚染防止規程が定められた場合には、海洋汚染防止規程(同条第二項に規定する事項に係る部分に限る。)と読み替えるものとする。)」とする。

- 5 前各項の規定は、外国船舶については、適用しない。

6 船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶ごとに、当該船舶から有害液体物質の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項について、有害液体汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

7 船舶所有者は、第七条の二第一項の国土交通省令で定める船舶であり、かつ、前項の国土交通省令で定める船舶であるものについて、油濁防止緊急措置手引書及び同項の有害液体汚染防止緊急措置手引書（以下この条及び第十九条の三十六において「有害液体汚染防止緊急措置手引書」という。）の作成及び備え置き又は掲示に代えて、第七条の二第一項及び前項に規定する事項について、海洋汚染防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておこことができる。この場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「第一項の油濁防止緊急措置手引書（第九条の四第七項及び第十九条の三十六において「油濁防止緊急措置手引書」という。）とあるのは、「第九条の四第七項の海洋汚染防止緊急措置手引書（第一項に規定する事項に係る部分に限る。）」とする。

8 有害液体汚染防止管理者（有害液体汚染防止管理者が選任されていない船舶については、船長。以下同じ。）は、有害液体汚染防止緊急措置手引書（前項の海洋汚染防止緊急措置手引書（以下「海洋汚染防止緊急措置手引書」という。）が作成された場合にあつては、海洋汚染防止緊急措置手引書（第六項に規定する事項に係る部分に限る。）に定められた事項を、当該船舶の乗組員及び乗組員以外の者で当該船舶に係る業務を行う者のうち有害液体物質の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならない。）

9 第七条の二第二項の規定は、有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書について準用する。

（有害液体物質記録簿）

第九条の五 有害液体物質を輸送する船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者。次項及び第三項において同じ。）は、有害液体物質記

2 錄簿を船舶内（引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三項において同じ。）に備え付けなければならない。
3 有害液体汚染防止管理者は、当該船舶における有害液体物質の排出その他有害液体物質の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、有害液体物質記録簿への記載を行わなければならない。
4 前三項に定めるもののほか、有害液体物質記録簿の様式その他有害液体物質記録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
（未査定液体物質）

第九条の六 第九条の二第一項の規定は、未査定液体物質について準用する。

1 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 國土交通大臣は、前項の届出があつたときは、環境大臣にその旨を通知するものとし、環境大臣は、速やかに、当該届出に係る未査定液体物質が海洋環境の保全の見地から有害であるかどうかについて査定を行うものとする。

3 何人も、前項の規定による査定が行われた後でなければ、船舶により未査定液体物質を輸送してはならない。

4 未査定液体物質のうち、第一議定書締約国間において海洋環境の保全の見地から有害であると合意されて輸送される物質であつて、当該物質の輸送に關し政令で定める要件に該当するものについては、当該物質を有害液体物質とみなして、第九条の二から前条までの規定（これらとの規定に係る罰則を含む。）を適用し、前各項の規定は適用しない。

5 未査定液体物質のうち、第一議定書締約国間において海洋環境の保全の見地から有害でない物質と合意されて輸送される物質であつて、当該物質の輸送に關し政令で定める要件に該当するものについては、当該物質を有害液体物質とみなして、第九条の二から前条までの規定（これらとの規定に係る罰則を含む。）を適用し、前各項の規定は適用しない。

第二節 登錄確認機關

- 2 錄簿を船舶内(引かれた船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三項において同じ)に備え付けなければならない。

3 有害液体汚染防止管理者は、当該船舶における有害液体物質の排出その他有害液体物質の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、有害液体物質記録簿への記載を行わなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、有害液体物質記録簿の様式その他有害液体物質記録簿に関心必要な事項は、国土交通省令で定める。

(未査定液体物質)

第九条の六 第九条の二第一項の規定は、未査定液体物質について準用する。

1 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の届出があつたときは、環境大臣にその旨を通知するものとし、環境大臣は、速やかに、当該届出に係る未査定液体物質が海洋環境の保全の見地から有害であるかどうかについて査定を行うものとする。

3 何人も、前項の規定による査定が行われた後でなければ、船舶により未査定液体物質を輸送してはならない。

4 未査定液体物質のうち、第一議定書締約国間において海洋環境の保全の見地から有害であると合意されて輸送される物質であつて、当該物質の輸送に關し政令で定める要件に該当するものについては、当該物質を有害液体物質とみなして、第九条の二から前条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用し、前各項の規定は適用しない。

5 未査定液体物質のうち、第一議定書締約国間ににおいて海洋環境の保全の見地から有害でないと合意されて輸送される物質であつて、当該物質の輸送に關し政令で定める要件に該当するものについては、当該物質を有害液体物質とみなして、第九条の二から前条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用し、前各項の規定は適用しない。

6 未査定液体物質のうち、第一議定書締約国間ににおいて海洋環境の保全の見地から有害でないと合意されて輸送される物質であつて、当該物質の輸送に關し政令で定める要件に該当するものについては、第一項から第四項までの規定は、適用しない。

一 項に規定する確認の業務（以下「確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

二 海上保安庁長官は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 船舶から有害液体物質を排出するための事前処理の方法が第九条の二第三項の政令で定める基準に適合するかどうかの判定（次号において「適合判定」という。）について、油分濃度計若しくは分光光度計を用いて、又はこれと同等以上 の方法により、確認業務を行うものであること。

二 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者（第九条の十二において「確認員」という。）が適合判定を行うものであること。

三 登録申請者が、第九条の二第四項の規定により確認を受けなければならないこととされる船舶所有者（以下この号及び第九条の十四第二項において「有害液体物質排出船所有者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、有害液体物質排出船所有者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める有害液体物質排出船所有者の役員又は職員（過去二年間に当該有害液体物質排出船所有者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、有害液体物質排出船所有者の役員又は職員（過去二年間に当該有害液体物質排出船所有者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

一 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終

3

- 一 項に規定する確認の業務（以下「確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

二 海上保安庁長官は、前項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 船舶から有害液体物質を排出するための事前処理の方法が第九条の二第三項の政令で定める基準に適合するかどうかの判定（次号において「適合判定」という。）について、油分濃度計若しくは分光光度計を用いて、又はこれと同等以上 の方法により、確認業務を行うものであること。

二 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者（第九条の十二において「確認員」という。）が適合判定を行うものであること。

三 登録申請者が、第九条の二第四項の規定により確認を受けなければならないこととされる船舶所有者（以下この号及び第九条の十四第二項において「有害液体物質排出船所有者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、有害液体物質排出船所有者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める有害液体物質排出船所有者の役員又は職員（過去二年間に当該有害液体物質排出船所有者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、有害液体物質排出船所有者の役員又は職員（過去二年間に当該有害液体物質排出船所有者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

一 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終

二 第九条の十九の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるものに前二号のいずれかに該当する者があるものとし、その登録は、登録確認機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録確認機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録確認機関が確認業務を行う事業場の所在地

四 前二号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)
(確認の義務)

第九条の八 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録確認機関は、公正に、かつ、第九条の七とを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、確認業務を行わなければならぬ。)

二 登録確認機関は、第二項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により確認業務を行わなければならぬ。

(登録事項の変更の届出)

第九条の十 登録確認機関は、第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、海上保安庁長官に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とす。

(確認業務規程)

第九条の十一 登録確認機関は、確認業務の開始前に、確認業務の実施に関する規程(以下この規節において「確認業務規程」という。)を定め、海上保安庁長官の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とす。

二 上海保安庁長官は、前項の認可をした確認業務規程が確認業務の適正かつ確実な実施上不適

おいて同じ。) 又は第十条第一項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることにについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

2 海上保安庁長官は前項の申請書を受理した場合において、その排出に関する計画がそれぞれ第十条の六第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に排出確認済証を交付しなければならない。

3 排出確認済証の交付を受けた者は、当該廃棄物の排出に従事する船舶内に、排出確認済証を備え置かなければならぬ。

4 前三项に定めるもののほか、確認の申請書の様式、排出確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(廃棄物排出船の登録)

第十一条 船舶所有者は、船舶を第十一条第二項第四号又は第五号の規定によつてする廃棄物の排出に常用しようとするときは、当該船舶について海上保安庁長官の登録を受けなければならない。

一 当該船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 当該船舶の船舶番号、船名、船質、総トン数及び航行区域

三 廃棄物の主な積込地

四 廃棄物の種類

五 当該船舶の廃棄物の積込み及び排出のための設備その他の国土交通省令で定める船舶の概要

六 その他国土交通省令で定める事項

2 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理したときは、当該船舶の設備及び構造が廃棄物の適正な排出を確保するための国土交通省令で定める技術上の基準に適合しないときを除き、登録をしなければならない。

第十三条 海上保安庁長官は、第十一条の登録をしたときは、登録番号を指定して申請者に通知するとともに、登録済証を交付しなければならない。

2 登録を受けた船舶の船舶所有者は、当該船舶内に登録済証を備え置き、かつ、指定された登

録番号を国土交通省令で定める方法により船体の外側に見やすいように表示しなければならない。

(船舶からのお有害水バラストの排出の規制)

第一節 船舶からの有害水バラストの排出の規制

(船舶からの有害水バラストの排出の禁止)

第十七条 何人も、海域において、船舶から有害水バラストを排出してはならない。ただし、次の各号のいづれかに該当する有害水バラストの排出についてはこの限りでない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための有害水バラストの排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により有害水バラストが排出された場合において引

第十四条 第十一条の登録を受けた船舶について、又は第十一条の登録を受けた船舶を第十二条第二項第四号又は第五号の規定によつてする廃棄物の排出に常用しなくなつたときは、当該船舶の船舶所有者は、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第十五条 海上保安庁長官は、第十一条の登録を受けた船舶が第十一条第二項の国土交通省令で定める技術上の基準に適合しなくなつたと認めるとときは、当該船舶の登録を取り消すことができる。

(廃棄物処理記録簿)

第十六条 第十一条の登録を受けた船舶の船長(引かれ船等にあつては、船舶所有者。次項及び第三項において同じ。)は、廃棄物処理記録簿を船舶内(引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。第三項において同じ。)に備え付けなければならない。

2 船長は、当該船舶における廃棄物の排出その他の廃棄物の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行なわれたときは、そのつど、国土交通省令で定めることにより、廃棄物処理記録簿への記載を行なわなければならない。

3 船長は、廃棄物処理記録簿をその最後の記載をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。

4 前三项に定めるもののほか、廃棄物処理記録簿の様式その他廃棄物処理記録簿に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(船舶からの有害水バラストの排出の規制等)

第一節 船舶からの有害水バラストの排出の規制

(船舶からの有害水バラストの排出の禁止)

第十七条 何人も、海域において、船舶から有害水バラストを排出してはならない。ただし、次の各号のいづれかに該当する有害水バラストの排出についてはこの限りでない。

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための有害水バラストの排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により有害水バラストが排出された場合において引

き続く有害水バラストの排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該有害水バラストの排出

前項本文の規定は、船舶からの次の各号のいづれかに該当する有害水バラストの排出については、適用しない。

一 日本国領海等又は公海のみを航行する船舶からの有害水バラストの排出

二 排出海域その他の事項が海洋環境の保全の見地から有害となるおそれがないものとして政令で定める基準に適合する有害水バラストの排出

2 前号に掲げる場合のほか、当該有害水バラスト処理設備が前項の国土交通省令で定めるものに該当する場合

一 前号に掲げる場合のほか、当該有害水バラスト処理設備が前項の国土交通省令で定める船所有者は、前項第二号に掲げる場合において、第十七条の八第一項の有害水バラスト処理設備證明書の交付を受けたときは、当該船舶に設置されたと見なされる前に第十七条の八第一項の有害水バラスト処理設備證明書の交付を受けたことが困難な事由として国土交通省令で定められたものに該当する場合

二 前号に掲げる場合のほか、当該有害水バラスト処理設備が前項の国土交通省令で定める船所有者は、前項第二号に掲げる場合において、第十七条の八第一項の有害水バラスト処理設備證明書の交付を受けたときは、当該船舶に設置されたと見なされる前に第十七条の八第一項の有害水バラスト処理設備證明書の交付を受けたことが困難な事由として国土交通省令で定められたものに該当する場合

三 二千四年的船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(第十九条の五十二第二項において「船舶バラスト水規制管理条約」という。)の締約国である外国(以下「船舶バラスト水規制管理条約締約国」という。)のうちの一の国内水、領海若しくは排他的経済水域又は公海のみを航行する船舶からの当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の法令に従つてする有害水バラストの排出

四 二以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国において海洋環境の保全の見地から有害となるおそれがないものとして合意されて行われる当該船舶バラスト水規制管理条約締約国内水、領海又は排他的経済水域における有害水バラストの排出であつて、当該排出に関し政令で定める要件に適合するもの

五 有害水バラストの排出による海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする有害水バラストの排出であつて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けてするもの

六 有害水バラストの排出による海洋の汚染の防止のために必要な限度

2 前項の国土交通省令で定める船舶に設置されるとともに、登録済証を交付しなければならない。

2 船舶の船舶所有者は、前項の国土交通省令で定めた有害水バラスト処理設備は、第十七条の八第一項の有害水バラスト処理設備證明書の交付を受けたものでなければならない。ただし、次の

一 船舶からのお有害水バラストの排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により

受けたものでなければならない。ただし、次の

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助する

ための有害水バラストの排出

一項の有害水バラスト処理設備證明書の交付を受けたものでなければならない。ただし、次の

一 船舶からのお有害水バラストの排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により

受けたものでなければならない。ただし、次の

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助する

ための有害水バラストの排出

一項の有害水バラスト処理設備證明書の交付を受けたものでなければならない。ただし、次の

一 船舶からのお有害水バラストの排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により

受けたものでなければならない。ただし、次の

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助する

ための有害水バラストの排出

一項の有害水バラスト処理設備證明書の交付を受けたものでなければならない。ただし、次の

一 船舶からのお有害水バラストの排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により

受けたものでなければならない。ただし、次の

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助する

ための有害水バラストの排出

一項の有害水バラスト処理設備證明書の交付を受けたものでなければならない。ただし、次の

一 船舶からのお有害水バラストの排出

二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により

受けたものでなければならない。ただし、次の

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助する

ための有害水バラストの排出

一項の有害水バラスト処理設備證明書の交付を受けたものでなければならない。ただし、次の

一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助する

ための有害水バラストの排出

一項の有害水バラスト

する業務の管理に関する事項及び有害水バラストの取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項その他有害水バラストの不適正な排出の防止に関する事項について、有害水バラスト汚染防止措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

3 第六条第二項及び第七条第二項の規定は、有害水バラスト汚染防止管理者について準用する。この場合において、同項中「前項の油濁防止規程（以下「油濁防止規程」という。）」とあるのは、「第十七条の三第二項の有害水バラスト汚染防止措置手引書」と読み替えるものとする。

4 第七条の二第二項の規定は、第二項の有害水バラスト汚染防止措置手引書（以下「有害水バラスト汚染防止措置手引書」という。）について準用する。（水バラスト記録簿）

第十七条の四 国土交通省令で定める船舶の船長

（引かれ船等にあつては、船舶所有者。第三項において同じ。）は、水バラスト記録簿を船舶内に備え付けなければならない。ただし、引かれ船等にあつては、当該船舶を引き、又は押しつけする船舶（同項において「引き船等」という。）内に備え付けることができる。

有害水バラスト汚染防止管理者は、当該船舶における有害水バラストの排出その他水バラストの取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行わたったときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、水バラスト記録簿をした日から二年間船舶内に保存しなければならない。ただし、引かれ船等にあつては、引き船等内に保存することができる。

5 前各項に定めるものほか、水バラスト記録簿の様式その他水バラスト記録簿に関必要な事項は、国土交通省令で定める。（適用除外）

第十七条の五 前三条の規定は、日本国領海等又は公海のみを航行する船舶については、適用しない。

（適用除外）

（有害水バラスト記録簿）

（水バラスト記録簿）

機について放出量確認に相当する確認をし、かつ、原動機取扱手引書の承認に相当する承認をしたときは、当該原動機を設置しようとする者に対し、国際大気汚染防止原動機証書に相当する証書を交付するものとする。
 (国土交通省令への委任)

第十九条の十九 放出量確認(第十九条の七第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))

項目に規定する放出量確認に相当する確認及び前条に規定する放出量確認に相当する確認を含む。以下この条において同じ。)及び原動機取扱手引書の承認の申請書の様式、放出量確認の実施方法その他放出量確認及び原動機取扱手引書の承認に必要な事項並びに国際大気汚染防止原動機証書の様式、国際大気汚染防止原動機証書の承認の申請書の様式、放出量確認の実施方法その他放出量確認及び原動機取扱手引書の承認に必要な事項は、国土交通省令で定める。

(審査請求)

第十九条の二十 機構が行う小型船舶用原動機放

出量確認等事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。
 (燃料油の使用等)

第十九条の二十一 何人も、海域において、船舶

に燃料油を使用するときは、政令で定める海域ごとに、硫黄分の濃度その他の品質が政令で定める基準に適合する燃料油(以下「基準適合燃料油」という。)を使用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。
 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するため必要な場合
 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により基準適合燃料油以外の燃料油を使用した場合において、引き続き当該燃料油の使用による第一船舶の安全を確保し、又は人命を救助するため必要な場合

たために必要な場合

切の措置をとつたとき。

前項本文の規定は、その品質が政令で定める基準に適合する燃料油を使用する場合において、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する硫黄酸化物の放出量を低減させるための装置を設置し、かつ、国土交通省令で定める要

ところにより使用するとき、その他国土交通省令で定める技術的措置が講じられているときは、適用しない。
 第一項本文の規定は、基準適合燃料油の入手を予定していた場所において入手できなかつた場合に於けるべき国土交通省令で定める措置を講じてもなお基準適合燃料油を入手できない場合における燃料油(国土交通省令で定める品質のものを除く。)の使用については、適用しない。

前項の規定により第一項本文の規定を適用しないこととされた燃料油の使用をしようとする船舶(外国船舶にあつては、当該燃料油を使用して本邦の港に入港をしようとして、又は本邦の沿岸の係留施設を利用しようとするものに限る。)の船長(引かれ船等にあつては、船舶所有者)は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

第一項本文の規定は、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする船舶における燃料油の使用であつて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けてするものについては、適用しない。

前項の承認には、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 第一項本文の規定は、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のためにする船舶における燃料油の使用であつて、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けてするものについては、適用しない。

6 前項の承認には、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止のために必要な限度において、条件を付し、及びこれを変更することができる。

(燃料油変更作業手引書)

第十九条の二十一の二 航行中に、進入しようとする海域に係る前条第一項又は第二項の政令で定める基準に適合させるため、その使用する燃料油の変更(国土交通省令で定める方法によるものに限る。)をする船舶の船舶所有者は、当該燃料油の変更に関する作業を行う者が遵守すべき事項その他の国土交通省令で定める事項を記載した燃料油変更作業手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置かなければならない。

(燃料油供給証明書等)

第一項本文の規定は、その他の国土交通省令で定める事項その他の国土交通省令で定める事項を記載した燃料油変更作業手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置かなければならない。

第十九条の二十二 国土交通省令で定める船舶の

船長(引かれ船等にあつては、船舶所有者)

は、当該船舶に燃料油を搭載する場合においては、揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)第十七条の十一第一

二項の規定により交付された書面(外国において燃料油を搭載する場合にあっては、当該書面に相当するものとして国土交通省令で定める要

件に適合する書面。以下「燃料油供給証明書」という。)及び提出された試料(外国において燃料油を搭載する場合にあつては、当該試料に相当するものとして国土交通省令で定める要件に適合する試料。以下同じ。)を、当該燃料油を搭載した日から国土交通省令で定める期間を経過するまでの間、当該船舶内に備え置かなければならぬ。

前項に定めるもののほか、燃料油供給証明書及び試料に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第十九条の二十三 撥発性物質放出規制港湾の指定(揮発性物質放出規制港湾として指定すること)

国土交通大臣は、前項の規定による指定をし得る港湾に於ける港湾について、これを揮発性有機化合物質を放出する貨物の積込みの状況その他事情から判断して揮発性有機化合物質の放出による大気の汚染を防止するための措置を講ずる必要があると認められる港湾として指定することができる。

第十九条の二十四の二 原油の輸送の用に供する揮発性物質放出規制港湾の名称及びその区域を公示しなければならない。

第一項の指定を求めることができる。

第十九条の二十四の二(揮発性物質放出防止措置手引書)

国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところによ

り、揮発性物質放出規制港湾の名称及びその区

域を公示しなければならない。

第二項及び第三項の規定は、外国の港湾を指

定する場合には、適用しない。

前各項の規定は、第一項の規定による指定の変更又は廃止について準用する。

第十九条の二十四 船舶所有者は、揮発性物質放

出規制港湾において揮発性有機化合物質を放出する貨物の積込みが行われる場合には、当該船舶(その用途、総トン数、貨物の種類等の区分に応じ国土交通省令で定めるものに限る。以下「揮発性物質放出規制対象船舶」という。)に定められた総トン数以上のもの(国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。以下「二酸化炭素放出抑制対象船舶」という。)の船舶

放出防止措置手引書(以下「揮発性物質放出防

止措置手引書」という。)に定められた事項を、当該原油タンカーの乗組員及び乗組員以外の者

で当該原油タンカーに係る業務を行う者のうち貨物として積載している原油の取扱いに関する作業を行ふものに周知させなければならない。

第十九条の二十五 日本国領海等のみを航行する船舶以外の船舶であつて、総トン数が国土交通

省令で定める総トン数以上のもの(国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。以下「二

酸化炭素放出抑制対象船舶」という。)の船舶

所有者は、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶を初めて日本国領海等以外の海域において航行の用に供しようとするときは、二酸化炭素放出抑

制航行手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受ければならない。次条第一項の確認を受けなければならない二酸化炭素放出抑制対象船

舶について二酸化炭素の放出量を増大させ、又

は減少させるものとして国土交通省令で定める改造を行つたとき、及び二酸化炭素放出抑制対象船舶について第十九条の二十七第二項の規定により同条第一項の国際二酸化炭素放出抑制船舶証書がその効力を失つた後において初めて日本領海等以外の海域において航行の用に供しようとするときも、同様とする。

前項の二酸化炭素放出抑制航行手引書（以下「二酸化炭素放出抑制航行手引書」という。）には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置に関する事項

二 次条第一項の確認を受けなければならぬ二酸化炭素放出抑制対象船舶にあつては、当該確認に係る同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標

（二酸化炭素放出抑制指標に係る確認）

第十九条の二十六 二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者は、前条第一項の承認を受けようとするときは、あらかじめ、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標（国土交通省令で定めるところにより二酸化炭素の放出を抑制するための措置を講ずるに当つての指標となるものをいう。以下同じ。）が、次の各号のいずれにも適合することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならない。

一 国土交通省令で定める技術上の基準により算定されていること。

二 船舶の用途及び載貨重量トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号。第五十二条の四において「トン数法」という。）第七条第一項の載貨重量トン数をいう。）その他の船舶の大きさに関する指標に応じて国土交通省令・環境省令で定める基準に適合するものであること。

三 船舶について国土交通省令で定める推進機関を備える船舶については、適用しない。

前項の規定は、航海の様態が特殊なものとして国土交通省令で定める船舶及び構造が特殊なものとして国土交通省令で定める推進機関を備える船舶については、適用しない。

第十九条の二十七 国土交通大臣は、第十九条の二十五第一項の規定により二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行う者として登録する。

航行手引書を承認したときは、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者に対し、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書を交付しなければならない。

二 第十九条の三十第二項に規定する二酸化炭素放出抑制船舶証書は、その効力を失う。

前項の二酸化炭素放出抑制航行手引書（以下「二酸化炭素放出抑制航行手引書」という。）には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置に関する事項

二 次条第一項の確認を受けなければならぬ二酸化炭素放出抑制対象船舶にあつては、当該確認に係る同項に規定する二酸化炭素放出抑制指標

（二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行）

第十九条の二十八 二酸化炭素放出抑制対象船舶は、有効な国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けているものでなければ、日本国領海等以外の海域において航行の用に供してはならない。

二酸化炭素放出抑制対象船舶は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に記載された条件に従わなければ、日本国領海等以外の海域において航行の用に供してはならない。

二 第十九条の二十九若しくは第十九条の四十一第一項の検査（以下「法定検査」という。）又は船舶安全法第五条第一項の規定による検査のために試運転を行う場合については、適用しない。

前二項の規定は、第十九条の二十六第一項の確認、第十九条の三十六、第十九条の三十八、第十九条の三十九若しくは第十九条の四十一第一項の検査（以下「法定検査」という。）又は船舶安全法第五条第一項の規定による検査のために試運転を行う場合については、適用しない。

（国際二酸化炭素放出抑制船舶証書等の備置き）

第十九条の二十九 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けた船舶所有者は、当該二酸化炭素放出抑制船舶証書等の備置き（船級協会による二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認等）

国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行ふ者として登録する。

航行手引書を承認したときは、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶がその船級の登録を抹消されることは、前項の規定により当該二酸化炭素放出抑制船舶証書を交付された国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、その効力を失う。

前項の二酸化炭素放出抑制航行手引書（以下「二酸化炭素放出抑制航行手引書」という。）には、国土交通大臣は、第一項の国際二酸化炭素放出抑制対象船舶がその船級の登録を抹消されたときは、前項の規定により当該二酸化炭素放出抑制船舶証書を交付された国際二酸化炭素放出抑制船舶証書は、その効力を失う。

当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の用途その他に該当するときは、当該船舶の船長に対し、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行つたものとみなす。

第十九条の十五第三項の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに承認及び確認について適用する。この場合において、同条第三項中「別表第一の二」とあるのは、「別表第一の三」と読み替えるものとする。

（証書の返納命令等）

第十九条の三十一 国土交通大臣は、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶に備え置かれた二酸化炭素放出抑制航行手引書が第十九条の二十五第二項の規定に適合しなかつたと認めるとき、又は当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標が第十九条の二十六第一項各号のいずれかに適合しなかつたと認めるときは、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者に対し、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の返納、当該二酸化炭素放出抑制航行手引書の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

国土交通大臣は、前項の規定に基づく命令を発したものかわらず、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者がその命令に従わない場合において、その航行を継続することが海上環境の保全等に障害を及ぼすおそれがあると認めるとときは、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者又は船長に対し、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の航行を差し止めることができる。

（外国船舶に関する特例）

第十九条の三十二 第十九条の二十五から前条までの規定は、外国船舶については、適用しない。ただし、本邦の各港間又は港のみを航行する外國船舶については、この限りでない。

国土交通大臣が当該二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を行い、かつ、船級の登録をした二酸化炭素放出抑制対象船舶は、当該船級を有する間は、当該二酸化炭素放出抑制船舶証書は、その効力を失う。

国土交通大臣は、本邦の港又は沿岸の係留施設にある外国船舶（前条ただしにおいて「監督対象外国船舶」という。）のうちの各号に掲げるものが当該各号に定める場合に該当するときは、当該船舶の船長に対し、二酸化炭素放出抑制航行手引書に相当する図書で第十九条の二十五第二項の規定に適合するもの備置き、二酸化炭素放出抑制指標に相当する指標の算定その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（二酸化炭素放出抑制対象船舶に相当するもの）

二 第十九条の二十六第一項の規定により二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けなければならない船舶に相当するもの二酸化炭素放出抑制指標に相当する指標が算定されないと認める場合又は当該指標が同項各号のいずれかに適合しなかつたと認める場合は、当該二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者に対し、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に相当する図書で第十九条の二十五第二項の規定に適合するものが備え置かれないと認める場合

二 第十九条の二十六第一項の規定により二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けなければならない船舶に相当するもの二酸化炭素放出抑制指標に相当する指標が算定されないと認める場合又は当該指標が同項各号のいずれかに適合していないと認める場合は、第十九条の三十一第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「船舶所有者」とあるのは「船長」と、「船舶所有者又は船長」とあるのは「船長」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十九条の三十三第一項」と読み替えるものとする。

（第二議定書締約国）

二 第十九条の三十一第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「船舶所有者」とあるのは「船長」と、「船舶所有者又は船長」とあるのは「船長」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第十九条の三十三第一項」と読み替えるものとする。

（第二議定書締約国）

二 第十九条の三十四 二酸化炭素放出抑制対象船舶である日本船舶の船舶所有者又は船長は、第二議定書締約国（政府から国際二酸化炭素放出抑制船舶協約の政府）の政府が第二議定書に定める証書として交付する書面であつて、当該日本船舶の二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標が第二議定書に定める基準に適合していることを証するもの（以下「第二議定書締約国」）の交付を受け

2 ようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

2 語
前項の規定により交付を受けた国際二酸化炭素放出抑制船舶条約証書は、第十九条の二十七第一項の規定により国土交通大臣が交付した国際二酸化炭素放出抑制船舶証書とみなす。
(第一議定書締約国の船舶に対する証書の交付)

第十九条の三十五 國土交通大臣は、第二議定書

総統の政府から当該第二議定書締結国の船舶（第十九条の三十二）ただし書に規定する外国船舶を除く。）にて国際二級化炭素排出抑制

船舶圖書に相当する証書を交付するとの要請があつた場合において、当該船舶について化炭素放出抑制航行手引書の承認に相当する承認書に相当する証書を交付する。

2 国土交通大臣は、第二議定書締約国の船舶の
認をしたときは、当該船舶の船舶所有者又は船
長に対し、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に
相当する証書を交付するものとする。

うち、第十九条の二十六第一項の規定により二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けなければ

ばならない船舶に相当するものについて、前項の規定により二酸化炭素放出抑制航行手引書の

承認に相当する承認をしようとするときは、あらかじめ、当該船舶に係る二酸化炭素放出抑制

指標に係る確認に相当する確認をしなければならない。

（国土交通省令への委任）
第十九条の三十五の二 二酸化炭素放出抑制航行

手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制指標に係る確認の申請書の様式、二酸化炭素放出抑制指

標に係る確認の実施方法その他二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認及び二酸化炭素放出抑制

指標に係る確認に関する必要な事項並びに国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の様式、国際二酸化

炭素放出抑制船舶証書の交付、再交付及び書換えその他国際二酸化炭素放出抑制船舶証書に関する事項

し必要な事項は、国土交通省令で定める。
（オゾン層破壊物質）

第十九条の三十五の三 船舶所有者は、オゾン層破壊物質を含む材料を使用した船舶（国土交通

省令で定める特別の用途のものを除く。) 又は
オゾン層破壊物質を含む設備(オゾン層破壊物

質が放出されるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)を設置した船舶

(国土交通省令で定める特別の用途のものを除く。)を航行の用に供してはならない。

第四章の四 船舶及び海洋施設における油、有害液体物質等及び廃棄物の焼却の

規制 第十九条の三十五の四 何人も、船舶又は海洋施設において、油等の焼却をしてはならない。た

（定期検査）

2 限りでない。

1 船舶において、船舶発生油等の焼却をしようとする者は、政令で定めるところにより、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備（船舶発生油等の焼却の用に供される設備をいう。以下同じ。）を用いてこれらを行わなければならない。ただし、次に掲げる焼却については、この限りでない。

一 国土交通省令で定める船舶発生油等の焼却法に関する基準に従つて行うもの

二 海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶において専ら当該活動に伴い発生する船舶発生油等の焼却

3 船舶所有者は、船舶に船舶発生油等焼却設備を設置したときは、当該船舶発生油等焼却設備の使用、整備その他当該船舶発生油等焼却設備の取扱いに当たるに遵守すべき事項その他の国技備文書を設置したときは、当該船舶発生油等焼却設備を設置したときは、当該船舶発生油等焼却設備の取扱いに当たるに定める事項が記載した船舶発生油等焼却設備取扱手引書を作成し、これを船舶内に備え置かなければならない。

4 船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）は、当該船舶に設置された船舶発生油等焼却設備の取扱いに関する作業について、前項の船舶発生油等焼却設備取扱手引書に定められた事項を適確に実施することができる者に行わせなければならぬ。

5 第一項の規定は、船舶又は海洋施設における次の各号のいずれかに該当する油等の焼却については、適用しない。

一 当該海洋施設内にある者の日常生活に伴い生ずる不要な油等その他政令で定める当該海洋施設内において生ずる不要な油等の焼却

二 締約国において積み込まれた油等の当該締約国の法令に従つてする焼却（本邦周辺海域においてするものを除く。）

第四章の五 船舶の海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等並びに大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等

検査対象船舶	海洋汚染防止設備（第五条第一項から第三項まで、第九条の三第一項、第十条の二第一項又は第十七条の二第一項に規定する設備をいう。以下同じ。）を設置すべき船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。以下この項の上欄において同じ。）のうち、当該船舶からの油、有害液体物質、ふん尿等又は有害水バラストの排出（有害水バラストを湖沼等に流し、又は落すことを含む。以下この項の上欄、第十九条の四十九条第一項第六号並びに第五十五条第一項第六号並びに第五十六条第三号において同じ。）があつた場合における海洋の汚染（有害水バラストの排出による湖沼等の汚染を含む。）を最小限度にとどめるために国土交通省令で定める船舶	当該検査対象船舶に設置された洋汚染防止設備（ターカー又は九条の三項に規定する船舶の洋汚染防止設備等）	当該検査対象船舶に設置された洋汚染防止設備（ターカー又は九条の三項に規定する船舶の洋汚染防止設備等）
設備等			
油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書若しくは有害水バラスト汚染防止措置手引書又は船舶間貨物油積替業者手引書を備え置き、又は掲示すべき船舶（湖沼等において航行の用に供する船舶類を含む。以下この項の上欄において同じ。）（当該船舶に備え置き、又は掲示された油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書	象船舶にえ置き、は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書	象船舶にえ置き、は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書	象船舶にえ置き、は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書
海洋汚染防止緊急措置手引書			

船舶間貨物油積替作業手引書又はラスト污染防治措置手引書（以下「海洋污染防治緊急措置手引書等」という。）がそれぞれ第七条の二第二項（第九条の四第九項及び第十七条の三第四項（第十七条の六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次条において同じ。）又は第八条の二第二項に規定する技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通省令で定めるものを除く。）船舶から排出ガスの放出があった場合における大気の汚染を最小限度にとどめるために国土交通大臣の検査を必要とするものとしてその用途、航行する海域、大きさ等の区分に応じ国土交通省令で定める船舶

十五条の二第四号及び第五号、第五十八条第十号並びに第六十五条第一項から第三項までにおいて同じ。)にあつては、当該臨時海洋汚染等防止証書の有効期間の満了する日)までとする。

4 第十九条の三十七第二項ただし書及び第五項から第八項まで並びに第十九条の四十の規定は、国際海洋汚染等防止証書について準用する。

(検査対象船舶の航行)

第十九条の四十四 検査対象船舶は、有効な海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けているものでなければ、航行の用に供してはならない。

2 検査対象船舶(次項に規定するものを除く。)は、有効な国際海洋汚染等防止証書の交付を受けているものでなければ、国際航海に從事させてはならない。

3 検査対象船舶(有害水バラスト処理設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべきものに限る。)は、有効な国際海洋汚染等防止証書の交付を受けているものでなければ、一の国内水、領海若しくは排他の経済水域又は公海における航海以外の航海に従事させてはならない。

4 検査対象船舶は、海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書又は国際海洋汚染等防止証書に記載された条件に従わなければ、航行の用に供してはならない。

5 第一項及び前項の規定は、第十九条の二十六第一項の確認、法定検査又は船舶安全法第五条の規定による検査のために試運転を行う場合については、適用しない。

(海洋汚染等防止証書等の備置き)
第十九条の四十五 海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書若しくは国際海洋汚染等防止証書又は海洋汚染等防止検査手帳の交付を受けた船舶所有者は、当該検査対象船舶内に、これらの証書又は手帳を備え置かなければならない。

(船級協会の検査)

第十九条の四十六 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止手引書についての検査を行う者として登録する。

2 前項の規定による登録を受けた者(次項及び第五十一条の三第一項第十号において「船級協会」という。)が海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶は、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該海洋汚染防止設備等、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等、当該大気汚染防止検査手引書についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶は、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該海洋汚染防止設備等、当該海洋汚染防止緊急措置手引書等、当該大気汚染防止検査手引書についての検査を行ってはならない。

がその命令に従わない場合において、その航行を継続することが海洋環境の保全等(有害水バラストの排出に係る湖沼等の環境の保全を含む。次項、第四十七条第一項及び第二項並びに第六十五条第三項において同じ。)に障害を及ぼす者があると認めるときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、当該船舶の航行の停止を命じ、又はその航行を差し止めることができる。

項、第九条の三第二項、第十条の二第一項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項又ハ第十九条の三十五の四第二項ニ規定スル」と、同条中「第五条ノ検査(特別検査ヲ除ク)及前条ノ検査」とあり、及び同法第六条ノ引書について法定検査を行い、技術基準に適合すると認めしたものとみなす。

（外国船舶の監督）
だし、本邦の各港間又は港のみを航行する外国船舶については、この限りでない。

第十九条の五十一

国船舶に設置された海洋汚染防止設備等若しくは大気汚染防止検査対象設備又は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等若しくは軍発生物質放出防止措置

手引書が技術基準に適合していないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該海洋污染防治設備等又は大気汚染防止検査対象設備の改造又は修理、当該海洋污染防治緊急措置手引書等又は揮発性物質放出防止措置手引書の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 国土交通省は監督文書外國船舶の乗組員のうち油、有害液体物質、有害水、プラスチック、排出ガス又は船舶発生油等焼却設備の取扱いに関する作業を行うものが、当該取扱いに關し遵守すべき事項のうち国土交通省令で定めるもの（以下この項において「特定遵守事項」という。）に関する必要な知識を有しないと認めるとき、その他特定遵守事項に従つて作業を行うことができないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、当該乗組員に特定遵守事項に関する必要な知識を習得させることその他特定遵守事項に従つて作業を行わせるため必要な措置をとる。

べきことを命ずることができる。
国土交通大臣は、監督対象外国船舶に使用さ

れる燃料油が第十九条の二十一第一項本文の政令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該船舶の船長に対し、同項本文の政令で定める基準に適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十九条の四十八第一項から第四項までの規定は、前三項の場合について準用する。この場合において、同一条第二項中「船舶所有者」があるのは、「船長が」と、「船舶所有者又は船長」とあるのは、「船員」とし、同一条第四項中「第一

（第一議定書締約国等の政府が発行する海洋汚染防止条約証書等）

付する書面であつて、当該船舶の海洋汚染防止設備等（有害水バラスト処理設備を除く。次条第一項において同じ。）及び海洋汚染防止緊急

措置手引書等（有害水バラスト汚染防止措置手引書を除く。同項において同じ。）が第一議定書に定める基準に適合していることを証するものをいう。以下同じ。）の交付を受けようとする場合に、日本の領事官を通じて申請しなくてはならない。

新編　日本書紀傳

（船舶バラスト水規制管理条約締約国）の政府が
は船長は、船舶バラスト水規制管理条約締約国（船舶バラスト水規制管理条約締約国）の政府が
の政府から船舶バラスト水規制管理条約に定める証書として交付する書面であつて、当該船舶の有害水バ
ラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措
置手引書が船舶バラスト水規制管理条約に定め
る基準に適合していることを証するものをい
う。第四項において同じ。）の交付を受けよう
とする場合には、日本の領事官を通じて申請し
なければならない。

（検査対象船舶である日本船舶の船舶所有者又
は船長は、第二議定書締約国の政府から大気汚
染防止条約証書（第二議定書締約国）の政府が第
二議定書に定める証書として交付する書面であ
つて、当該船舶の大気污染防治検査対象設備及
び揮発性物質放出防止措置手引書が第二議定書
に定める基準に適合していることを証するもの
をいう。以下同じ。）の交付を受けようとする
場合には、日本の領事官を通じて申請しなけれ
ばならない。

（前三項の規定により交付を受けた海洋汚染防
止条約証書、船舶バラスト水規制管理条約証書
及び大気汚染防止条約証書（以下「海洋汚染防
止条約証書等」という。）は、第十九条の四十
三第一項の規定により国土交通大臣が交付した
国際海洋汚染等防止証書とみなす。

（第一議定書締約国等の船舶に対する証書の交
付）

いる海洋汚染防止設備等及び当該船舶に備え置き、又は掲示されている海洋汚染防止緊急措置手引書等について、第十九条の三十六の検査に

相当する検査を行うものとし、その検査の結果、当該海洋汚染防止設備等及び当該海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術基準に適合すると認めるときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、国際海事汚染等防止証書に相当する証

書を交付するものとする。

国土交通大臣は、船舶バラスト水規制管理条例（第二十九条の五十四 検査の申請書の様式、検査の実施方法その他海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止装置等）に規定する外国船舶を除く。）について国際海洋汚染等防止証書（有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係るものに限る。以下この項において同じ。）に相当する証書を交付することの要請があつた場合は、当該船舶に設置されている有害水バラスト処理設備及び当該船舶に備え置き、又は掲示されている有害水バラスト汚染防止措置手引書について、第十九条の三十六の検査に相当する検査を行うものとし、その検査の結果、当該有害水バラスト処理設備及び当該有害水バラスト汚染防止措置手引書が技術基準に適合すると認めるとときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、国際海洋汚染等防止証書に相当する証書を交付するものとする。

国土交通大臣は、第二議定書締約国の政府から当該第二議定書締約国の船舶（第十九条の五十ただし書にて国際海洋汚染等防止証書（大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書）に係るものに限る。以下この項において同じ。）に相当する証書を交付することの要請があつた場合は、当該船舶に設置されている大気汚染防止措置設備及び当該船舶に備え置き、又は掲示されている揮発性物質放出防止措置手引書について、第十九条の三十六の検査に相当する検査を行ふものとし、その検査の結果、当該揮発性物質放出防止措置手引書が技術基準に適合すると認めるとときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、国際海洋汚染等防止証書に相当する証書を交付するものとする。

防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査に關し必要な事項並びに海洋汚染等防止証書

臨時海洋汚染等防止証書及び国際海洋汚染等防止証書の様式、これらの証書の交付、再交付及び書換えその他これらの証書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(事業の許可及び届出)

第二十一条 港湾管理者又は漁港管理者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、その廃油処理施設の設置の工事の開始の日（工事を要しないときは、その事業の開始の日）の六十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。
第二十二条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一　当該廃油処理事業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
二　当該廃油処理施設に関する次の事項
イ　設置の場所（船舶である廃油処理設備については、主たる根拠地）
ロ　船舶又は自動車により廃油の収集を行なう場合にあつては、その収集の対象となる廃油を排棄する船舶の存する海域
ハ　廃油処理設備の種類及び能力
ニ　処理する廃油の種類
前条第二項の規定による届出をする港湾管理者又は漁港管理者は、前項第二号の事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
第二十三条 第一項の申請書又は前項の届出書には、事業計画書、廃油処理施設の工事設計書その他の国土交通省令で定める書類を添附しなければならない。
第二十四条 次の各号の一に該当する者は、第二十条第一項の許可を受けることができない。
一　この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者
(許可の欠格条項)

二 第三十三条第一項の規定により第二十条第

一項の許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三 法人で、その業務を行なう役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

(許可の基準)

第二十三条 国土交通大臣は、第二十条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

二 当該事業の用に供する廃油処理施設が国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 申請者が当該事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

(事業開始前の廃油処理施設の変更命令)

第二十四条 国土交通大臣は、第二十条第二項の規定による届出があつた場合において、当該事業の用に供する廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。申請者が当該事業を適確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

(廃油処理規程)

第二十五条 削除

第一項の規定による届出があつた場合において、当該事業の用に供する廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであることを命ずることができる。

(廃油処理規程)

第二十六条 廃油処理事業者は、第二十条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者をい。以下同じ。は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の引受けの条件について廃油処理規程を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 前項の廃油処理規程は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金の收受及び廃油処理事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 他の廃油処理事業者との間に不当な競争を引き起こすそれがないものであること。

3 国土交通大臣は、港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者が第一項の規定により届け出た廃油処理規程が前項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、当該廃油処理事業者に対し、期限を定めてその廃油処理規程を変更すべきことを命ずることができる。

第二十七条 廃油処理事業者は、特定の者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

(廃油処理施設等の変更)

第二十八条 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更しようとすることは、国土交通大臣の事務所に於ける廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものである。

二 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更しようとすることは、国土交通大臣の事務所に於ける廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものである。

三 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更しようとすることは、国土交通大臣の事務所に於ける廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものである。

四 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更しようとすることは、国土交通大臣の事務所に於ける廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものである。

五 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更しようとすることは、国土交通大臣の事務所に於ける廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものである。

六 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更しようとすることは、国土交通大臣の事務所に於ける廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものである。

七 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更しようとすることは、国土交通大臣の事務所に於ける廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものである。

八 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更しようとすることは、国土交通大臣の事務所に於ける廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものである。

九 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更しようとすることは、国土交通大臣の事務所に於ける廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものである。

十 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更しようとすることは、国土交通大臣の事務所に於ける廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものである。

十一 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更しようとすることは、国土交通大臣の事務所に於ける廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものである。

十二 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更しようとすることは、国土交通大臣の事務所に於ける廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものである。

十三 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更しようとすることは、国土交通大臣の事務所に於ける廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものである。

十四 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更ようとすることは、国土交通大臣の事務所に於ける廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものである。

十五 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更ようとすることは、国土交通大臣の事務所に於ける廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものである。

十六 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更ようとすることは、国土交通大臣の事務所に於ける廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものである。

十七 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更ようとすることは、国土交通大臣の事務所に於ける廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものである。

十八 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更ようとすることは、国土交通大臣の事務所に於ける廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものである。

十九 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更ようとすることは、国土交通大臣の事務所に於ける廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものである。

二十 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、第二十一条第一項第二号の事項を変更ようとすることは、国土交通大臣の事務所に於ける廃油処理施設が前条第二号の国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものである。

3 国土交通大臣は、当該事業の用に供する廃油処理施設又は当該事業における廃油の処理の方

法が、第二十三条第二号又は前項の国土交通省令で定める技術上の基準に適合していないと認められるときは、廃油処理事業者に対し、当該事業の用に供する廃油処理施設を修理し、若しくは改造成し、又はその技術上の基準に従つて廃油を処理すべきことを命ずることができる。

(承継)

第三十二条 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者について、相続、合併又は分割

(当該廃油処理事業を承継させるものに限る)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該廃油処理事業を承継した法人は、廃油処理事業者の地位を承継する。

前項の規定により廃油処理事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止)

第三十三条 港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第一項の規定による届出をした者(以下「自家用廃油処理施設の設置者」という)に準用する。

(港湾管理者への勧告等)

第三十五条 第二十八条第三項から第五項まで及び第二十九条から第三十二条までの規定は、前項の規定による届出をした者(以下「自家用廃油処理施設の設置者」という)に準用する。

第二十四条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。この場合において、同条中「その事業の開始前」とあるのは、「その廃油の処理の開始前」と読み替えるものとする。

第一項の規定による届出をした者(以下「自家用廃油処理施設の設置者」という)に準用する。

(港湾管理者への勧告等)

第三十六条 国土交通大臣は、港湾又は漁港について、当該港湾又は漁港における廃油の処理の一般的の需要に適合する廃油処理施設の能力が十分に存しないと認められる場合において、船舶の油による海洋の汚染の防止のため必要があるときは、当該港湾又は漁港に係る港湾管理者又は漁港管理者に對し、所要の廃油処理施設を整備すべきことを勧告することができる。

第一項の規定によると認められるときは、廃油処理施設の建設又は改良を行なう港湾管理者に對し、予算の範囲内において、その建設又は改良に要する費用の十分の五を補助するものとする。

第一項の規定によると認められるときは、廃油処理施設の建設又は改良を行なう港湾管理者に對し、予算の範囲内において、その建設又は改良に要する費用の十分の五を補助するものとする。

第一項の規定によると認められるときは、廃油処理施設の建設又は改良を行なう港湾管理者に對し、予算の範囲内において、その建設又は改良に要する費用の十分の五を補助するものとする。

第一項の規定によると認められるときは、廃油処理施設の建設又は改良を行なう港湾管理者に對し、予算の範囲内において、その建設又は改良に要する費用の十分の五を補助するものとする。

第一項の規定によると認められるときは、廃油処理施設の建設又は改良を行なう港湾管理者に對し、予算の範囲内において、その建設又は改良に要する費用の十分の五を補助するものとする。

第一項の規定によると認められるときは、廃油処理施設の建設又は改良を行なう港湾管理者に對し、予算の範囲内において、その建設又は改良に要する費用の十分の五を補助するものとする。

第一項の規定によると認められるときは、廃油処理施設の建設又は改良を行なう港湾管理者に對し、予算の範囲内において、その建設又は改良に要する費用の十分の五を補助するものとする。

第一項の規定によると認められるときは、廃油処理施設の建設又は改良を行なう港湾管理者に對し、予算の範囲内において、その建設又は改良に要する費用の十分の五を補助するものとする。

第三十四条 廃油処理事業の用に供する廃油処理施設以外の廃油処理施設(国土交通省令で定めた小規模のものを除く。以下「自家用廃油処理施設」という。)により廃油の処理を行なおうとする者は、その廃油処理施設の設置の工事の用に供する廃油処理事業を承継するものに限る。国土交通大臣に届け出なければならない。

第一項の規定による届出に準用する。この場合において、同条中「その事業の開始前」とあるのは、「その廃油の処理の開始前」と読み替えるものとする。

第一項の規定による届出があつた場合は、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(自家用廃油処理施設)

第三十五条 第二十八条第三項から第五項まで及び第二十九条から第三十二条までの規定は、前項の規定による届出に準用する。

第一項の規定による届出があつた場合は、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(自家用廃油処理施設の設置者)

第三十六条 国土交通大臣は、港湾又は漁港について、当該港湾又は漁港における廃油の処理の一般的の需要に適合する廃油処理施設の能力が十分に存しないと認められる場合において、船舶の油による海洋の汚染の防止のため必要があるときは、当該港湾又は漁港に係る港湾管理者又は漁港管理者に對し、所要の廃油処理施設を整備すべきことを勧告することができる。

第一項の規定によると認められるときは、廃油処理施設の建設又は改良を行なう港湾管理者に對し、予算の範囲内において、その建設又は改良に要する費用の十分の五を補助するものとする。

要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第三十条第三項の規定による措置を講ずべきことを要請することができる。

国土交通大臣は、前項の規定による要請があ

つた場合において講じた措置について当該都道府県知事に通知する。二千五百。

第六章 海洋の汚染及び海上災害の防止 知事は通知するものとする。

第三十八条 船舶から次に掲げる油その他の物質（以下「二つ目」といって、「由等二、三、四。」の非出

（以降の条において「船舶」といふ）の排出があつた場合には、当該船舶の船長は、国土交通省令で定めるところにより、当該排出があつた日時及び場所、排出の状況、海洋の汚染の防止のため講じた措置その他の事項を直ちに通報しなければならない。
寄りの海上保安機関に通報しなければならない。ただし、当該排出された油等が国土交通省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと認められるときは、この限りでない。
一 蒸発しにくい油で国土交通省令で定めるもの（以下「特定油」という。）の排出であつて、その濃度及び量が国土交通省令で定める基準以上にあるもの
二 油の排出（前号に掲げる特定油の排出を除く。）であつて、その濃度及び量が国土交通省令で定める基準以上であるもの
三 有害液体物質等の排出であつて、その量が有害液体物質等の種類に応じ国土交通省令で定める量以上であるもの
四 ばら積み以外の方法で貨物として輸送される物質のうち海洋環境に特に悪影響を及ぼすものとして国土交通省令で定めるものの排出であつて、その量が当該物質の種類に応じ国土交通省令で定める量以上であるもの
船舶の衝突、乗揚げ、機関の故障その他海難が発生した場合において、船舶から前各号に掲げる油等の排出のおそれがあるときは、当該船舶の船長は、国土交通省令で定めるところにより、当該海難があつた日時及び場所、海難の状況、油等の排出が生じた場合に海洋の汚染の防止のために講じようとする措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安機関に通報しなければならない。ただし、油等の排出が生じた場合に当該排出された油等が同項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えてひろがるおそれがないと予想されるときは、この限りでない。
一 海洋施設等から第一項第一号若しくは第二号に掲げる油の排出又は同項第三号に掲げる有害

液体物質等の排出のうち有害液体物質の排出（以下「大量の油又は有害液体物質の排出」という。）があつた場合には、当該海洋施設等の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、その日時及び場所、排出の状況、海洋の汚染の防止のために講じた措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、当該排出された油又は有害液体物質が第一項ただし書の国土交通省令で定める範囲を超えて広がるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

（大量の油又は有害液体物質の排出があつた場合の防除措置等）

第三十九条 大量の油又は有害液体物質の排出があつたときは、次に掲げる者は、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、排出された油又は有害液体物質の広がり及び引き続く油又は有害液体物質の排出の防止並びに排出された油又は有害液体物質の除去（以下「排出油等の防除」という。）のための応急措置を講じなければならない。

一 当該排出された油若しくは有害液体物質が積載されている船舶の船長又は当該排出された油若しくは有害液体物質が管理されていた施設の管理者

二 前号の船舶内にある者及び同号の施設の従業者である者で当該大量の油又は有害液体物質の排出の原因となる行為をしたものの（その者が船舶内にある者であるときは、当該船舶の船長）

三 前二号に掲げる者のほか、その業務に関し同項の規定により講ずべき措置を講じていなければならないときは、海上保安庁長官は、これらの者に対し、同項の規定により講ずべき措置となる行為をした者の使用者（当該行為をした者が船舶の乗組員であるときは、当該船舶の船舶所有者）

4 一 前項第一号の船舶の船舶所有者

二 前項第一号の施設の設置者

三 前二号に掲げる者のほか、その業務に関し同項の規定により講ずべき措置を講じていなければならないときは、海上保安庁長官は、これらの者に対し、同項の規定により講ずべき措置となる行為をした者の使用者（当該行為をした者が船舶の乗組員であるときは、当該船舶の船舶所有者）

前項の場合において、同項各号に掲げる者が同項の規定により講ずべき措置を講じていないと認められるときは、海上保安庁長官は、これらの者に対し、同項の規定により講ずべき措置を講ずべきことを命ぜることができる。

大量の油又は有害液体物質の排出があつた場合において、当該大量の油又は有害液体物質の排出が港内又は港の付近にある船舶から行われたものであるときは、次に掲げる者は、第一項及び第二項に定める者に対しこれらの規定によ

り講ずべき措置の実施について援助し、又はこれらとの者と協力して排出油等の防除のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一 当該港が当該排出された油又は有害液体物質の船積港であるときは、当該油又は有害液体物質の荷送人

二 当該港が当該排出された油又は有害液体物質の陸揚港であるときは、当該油又は有害液体物質の荷受人

三 当該大量の油又は有害液体物質の排出が船舶の係留中に行われたときは、当該係留施設の管理者

海上保安庁長官は、船舶の衝突、乗揚げ、機関の故障その他の海難が発生した場合又は海洋施設の損傷その他の海洋施設に係る異常な現象が発生した場合において、当該船舶又は海洋施設からの大量の油又は有害液体物質の排出のおそれがあり、緊急にこれを防止する必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、排出のおそれがある油又は有害液体物質の抜取りその他当該大量の油又は有害液体物質の排出の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該船舶の船長又は船舶所有者

二 当該海洋施設の管理者又は設置者

第三十九条の二 海上保安庁長官は、大量の油又は有害液体物質の排出があつた場合において、緊急に排出油等の防除のための措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置を講ずる現場の海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、又はその海域を行する船舶の航行を制限することができる。

(排出特定油の防除のための資材)

第三十九条の三 次に掲げる者は、当該船舶若しくは施設又は当該係留施設を利用する船舶から特定油が排出された場合において、排出された特定油の広がり及び引き続く特定油の排出の防止並びに排出された特定油の除去(第三十九条の五において「排出特定油の防除」という。)のための措置を講ずることができるように、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶若しくは施設内又は国土交通省令で定める場所にオイルフェンス、薬剤その他の資材を備え付けておかなればならない。ただし、第一号に掲げ

排出のおそれがある油若しくは有害液体物質が積載されていた船舶の船舶所有者、これらの物質が管理されていた海洋施設等の設置者又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に負担させることができる。ただし、第四十一条第八項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2 関係行政機関の長等は、前項の規定による負担金を徴収しようとするときは、当該負担金の納付義務者が納付期限までに同項の負担金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3 関係行政機関の長等は、前項の通知を受けた督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

4 関係行政機関の長等は、前項の規定により督促を受けた納付義務者がその指定の期限までに負担金及び第七項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、滞納処分をることができる。

5 前項の規定による徴収金の先取特権の順位については、国税の例による。

6 関係行政機関の長等は、第三項の規定により督促をしたときは、負担金の額につき年十四・五バーセントの割合で、納付期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

7 第四十四条第三項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項から第五項までの規定中「第一項」とあるのは、「第四十一条の三第一項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは、「第四十一条の三第一項から第七項まで並びに同条第八項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（油又は有害液体物質による著しい汚染の防除のための財産の処分）

第四十二条 海上保安庁長官は、本邦の沿岸海域において排出された著しく大量の油又は有害液体物質による著しい汚染の防除のための財産の処分

体物質により海洋が著しく汚染され、当該汚染が広範囲の沿岸海域において、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与える、若しくは事業活動を困難にし、又はこれらの障害が生ずるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油等の防除の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該排出油等の防除の措置を講ずるためやむを得ない限度において、当該排出された油又は有害液体物質が積載されていた船舶を破壊し、当該排出された油又は有害液体物質を焼却するほか、当該排出された油又は有害液体物質のある現場付近の海域にある財産の処分をすることができる。

4 第一項に規定する場合において、海上保安庁長官は、海上災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、引き続き危険物の排出の防止、排出された危険物の火災の発生の防止その他の海上災害の発生の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ぜることができる。

一 第一項第一号の船舶の船舶所有者又は同号の施設の設置者

二 前号に掲げる者のほか、その業務に関する当該危険物の排出の原因となる行為をした者の使用者（当該行為をした者が船舶の乗組員であるときは、当該船舶の船舶所有者）

（海上火災が発生した場合の措置）

第四十二条の三 貨物としてばら積みの危険物を積載している船舶、海洋危険物管理施設又は危険物の海上火災が発生したときは、次に掲げる者は、国土交通省令で定めるところにより、海上火災が発生した日時及び場所、海上火災の状況並びに海上火災が発生した船舶若しくは海洋危険物管理施設又は海上火災が発生した危険物が積載されていた船舶若しくは管理されていた海洋危険物管理施設その他の施設（陸地にあるものを含む。）に関する事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、第三十八条第一項から第五項まで、前条第一項又は石油コンビナート等災害防止法第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

一 当該海上火災が発生した船舶の船長又は当該海上火災が発生した海洋危険物管理施設の管理者

二 当該海上火災が発生した危険物が積載されていた船舶の船長又は当該海上火災が発生した危険物が管理されていた施設の管理者

三 前二号の船舶内にある者及び前二号の施設の従業者である者以外の者で当該海上火災の原因となる行為をしたもの（その者が船舶内にある者であるときは、当該船舶の船長）

4 前項に規定する場合において、同項各号に掲げる者は、直ちに、消防若しくは延焼の防止又は人命の救助のための応急措置を講ずることも注意を喚起するための措置を講じなければならない。

3 に、海上火災の現場付近にある者又は船舶に對し注意を喚起するための措置を講じなければならない。

第一項に規定する場合において、海上保安庁長官は、海上災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、消火、延焼の防止その他の海上災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 第一項第一号又は第二号の船舶の船舶所有者

二 第一項第一号の海洋危険物管理施設又は同項第二号の施設の設置者

三 前二号に掲げる者のほか、その業務に関する当該海上火災の原因となる行為をした者の使用者（当該行為をした者が船舶の乗組員であるときは、当該船舶の船舶所有者）

第四十二条の四 海上火災を発見した者は、遅滞なく、その旨を最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。

（危険物の排出が生ずるおそれがある場合の措置）

第四十二条の四の二 船舶の衝突、乗揚げ、機関の故障その他の海難が発生した場合又は海洋危険物管理施設の損傷その他の海洋危険物管理施設に係る異常な現象が発生した場合において、当該船舶又は海洋危険物管理施設から危険物の排出が生ずるおそれがあるときは、当該船舶の船長又は当該海洋危険物管理施設の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該海難又は異常な現象が発生した日及び場所、海難又は異常な現象の状況、危険物の排出が生じた場合に海上災害の発生の防止のために講じようとする措置その他の事項を直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、第三十八条第一項から第五項までの規定又は石油コンビナート等灾害防止法第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

前項に規定する場合において、海上保安庁長官は、海上災害の発生を防止するため、緊急に当該危険物の排出を防止する必要があると認めることは、次に掲げる者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該危険物の抜取りその他当該排出の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

二　当該船舶の船長又は船舶所有者
二　当該海洋危険物管理施設の管理者又は設置者

第四十二条の五 海上保安庁長官は、危険物の排出があつた場合において、当該排出された危険物による海上火災が発生するおそれが著しく大

い海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれがあるときには、海水対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶航行の再開を認可することを命じ、告げ、は

その海域から退出させることを命じ、若しくはその海域に進入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させるなどを命ずることができる。

長官は、当該区域にある者は文しその海域から区域の退去を命じ、又は当該区域の人の出入りを禁禁止めし、若しくは制限することができる。
(海上火災が発生した船舶の処分等)

は延焼の防止又は人命の救助のため必要がある場合は、海上火災が発生し、又はまさに発生しようとしている船舶、海洋危険物管理施設その他の財産を、延焼の防止のため「火」を掲げないと

認められる場合は、海域にある延焼のおそれのある船舶、海洋危険物管理施設その他の財産を使用し、移動し、若しくは処分し、又はその使用を制限することができる。

第四十二条の七 海上保安庁長官は、船舶の海上上

火災による船舶交通の障害の発生により、当該
障害の発生した海域の周辺の海域において船舶
交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると
認められる場合は、当該船舶の船舶所有者に対
し、その船舶の海上火災による海上災害及び船
舶交通の障害が新たに発生するおそれのない海
域にその船舶を曳航すべきことを命ずることが
できる。

2 前項各号に掲げる場合においては、海上保安庁長官は、第四十二条の五又は第四十二条の六の規定にかかるわらず、その権限を行うことができる。

一 職員 海上防災業務の実施の方法その他の事項についての海上防災業務の実施に関する計画が、海上防災業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の海上防災業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、海上防災業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

（指定海上防災機関）
第四十二条の十三 海上保安庁長官は、次条に規定する業務（以下「海上防災業務」という。）を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする一般財団法人であつて、海上防災業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、指定海上防災機関として指定することができる。

百八十六号) 第二十三条の二、第二十八条並びに第二十九条第一項及び第二項の規定は、第四十二条の五又は第四十二条の六に規定する場合には、適用しない。

二、行政手続法第三章の規定は、第三十九条の二、第四十二条の五、第四十二条の六又は第四十二条の八の規定による命令又は処分については、適用しない。

（他の法律の適用除外）
海上保安庁長官若しくは管区海上保安本部長等又は消防機関の長に通知しなければならない。（第四十二条の十二 消防法（昭和二十三年法律第

若しくは第四十二条の六の権限を行つたときは、相互に密接な連絡をとるとともに、海上火災の発生及び拡大の防止のための措置の実施について協力しなければならない。

第四十二条の十一 第四十二条の五に規定する場合において、海上保安庁長官若しくは管区海上保安本部長等若しくはその委任を受けてその権限を行ふ海上保安官及び消防機関の長若しくはその委任を受けてその権限を行ふ消防吏員若しくは消防団員が見事にいなゝとき、又は海上保

三 海上防災のための措置に必要な油回収船油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者その他の者の利用に供すること。

第四十二条の十四 指定海上防災機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次条の規定による海上保安庁長官の指示により排出油等の防除のための措置を実施し、当該措置に要した費用を第四十二条の十六の規定により徴収すること。

二 船舶所有者その他の者の委託により、排出油等の防除、消防船による消火及び延焼の防止その他の海上防災（海上災害の発生及び拡大の防止）をいう。（以下この条及び第五十一条の規定によるものとす。）

（業務）

4 3
上 並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。
指定海上防災機関は、その名称若しくは住所
又は海上防災業務を行う事務所の所在地を変更
しようとするときは、あらかじめ、その旨を海
上保安庁長官に届け出なければならない。
海上保安庁長官は、前項の規定による届出があ
つたときは、当該届出に係る事項を官報に公
示しなければならない。

1 推奨開以上の刑に処せらるゝその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりたつた日から二年を経過しない者
ロ この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
海上保安庁長官は、前項の規定による指定(以下この章において単に「指定」という。)をなすときは、旨定毎上方災難周の名前及び主所

四 海上防災業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行ふことによつて海上防災業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

五 第四十二条の二十六第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

- 四 海上防災のための措置に関する訓練を行うこと。
- 五 海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術について調査及び研究を行い、その成果を普及すること。
- 六 海上防災のための措置に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 七 船舶所有者その他の者の委託により、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うこと。
- 八 海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うこと。
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
(指定海上防災機関に対する指示)
- 第十一条の十五 海上保安庁長官は、緊急に排出油等の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、第三十九条第三項の規定により措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認めるとき、又は同項の規定により措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認めるときは、同項に規定する措置のうち必要と認めるものを講ずべきことを、指定海上防災機関に対し、指示することができる。
- 十一 海上保安庁長官は、前項の規定によるほか、特定外国船舶から大量の油又は有害液体物質の排出があり、緊急に排出油等の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、当該特定外国船舶の船舶所有者及び第三十九条第二項第三号に掲げる者が当該措置を講じていないと認めるときは、当該措置のうち必要と認めるものを講すべきことを、指定海上防災機関に対し、指示することができる。
(指定海上防災機関の措置に要した費用の負担)
- 第十二条の十六 指定海上防災機関は、前条第一項の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の承認を受けて、当該措置に係る排出された船舶若しくは有害液体物質が積載されていた船舶の船舶所有者又は排出された油若しくは有害液体物質が管理されていた海洋施設等の設置者に

- 負担させることができる。ただし、第四十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- 二 指定海上防災機関は、前項の規定による負担金を徴収しようとするときは、当該負担金の納付義務者に対し、負担金の額、納付期限及び納付方法その他必要な事項を通知しなければならない。
- 三 指定海上防災機関は、前項の通知を受けた納付義務者に對し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。
- 四 指定海上防災機関は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に對し、督促状を発する。この場合において、督促状により督促をしたときは、負担金の額につき年十四・五ペーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した費用に相当する金額の納付を求めることができる。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。
- 五 指定海上防災機関は、第三項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までに負担金並びに前項の延滞金及び督促に要した費用に相当する金額(以下この条において「負担金等」という)を納付しないときは、海上保安庁長官に対し、その徵収を申請することができる。
- 六 指定海上防災機関は、第三項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までに負担金並びに前項の延滞金及び督促に要した費用に相当する金額(以下「海上防災業務規程」という)を定め、海上保安庁長官の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは、同様とする。
- 七 海上保安庁長官は、前項の規定による負担金等の徵収の申請があつたときは、国税の滞納処分の例により滞納処分をするものとする。この場合においては、指定海上防災機関は、海上保安庁長官の徵収した金額の百分の四に相当する金額を国に納付しなければならない。
- 八 前項の規定による徵收金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 九 納付され、又は徵収された負担金等は、指定海上防災機関の収入とする。
- 一〇 負担金等の請求権は、これを行使することができる時から五年間行使しない場合においては、時効により消滅する。
- 一一 第三項の規定による督促は、時効の更新の効力を有する。
- 一二 国は、指定海上防災機関が前条第一項又は第二項の規定により海上保安庁長官が指示した措

- 置を講じた場合であつて、当該措置に要した費用が次の各号のいずれかに該当するときは、指定海上防災機関に対し、予算の範囲内において、当該各号に掲げる費用で政令で定める範囲のものを交付する。
- 一 前条第一項の規定による措置(船舶油濁等汚染の防除のための措置であつて、同号口に要した費用)
- 二 前条第二項の規定による措置(油濁損害防止措置に該当しないものに限る)に要した費用
- 三 第四十二条第四項及び第五項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「第四十二条の十六第一項」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第四十二条の十六第一項」に、「前各項」とあるのは「第四十二条の十六第一項から第十一項まで及び同条第十三項において準用する前項」と読み替えるものとする。(海上防災業務規程)
- 四 第四十二条の十七 指定海上防災機関は、海上防災業務の開始前に、海上防災業務に関する規程(以下「海上防災業務規程」という)を定め、海上保安庁長官の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは、同様とする。
- 五 第四十二条の十八 指定海上防災機関は、海上保安庁長官は、前項の認可をした海上防災業務規程が海上防災業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるとき、その海上防災業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 六 第四十二条の十九 指定海上防災機関の役員の選任及び解任は、海上保安庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 七 第四十二条の二十 指定海上防災機関の役員の選任及び解任は、海上保安庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 八 第四十二条の二十一 指定海上防災機関は、第四十二条の十四第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
- 九 第四十二条の二十二 指定海上防災機関は、海上保安庁長官の許可を受けなければ、海上防災業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
- 一〇 第四十二条の二十三 指定海上防災機関は、海上保安庁長官の許可を受けなければ、海上防災業務の全部の廢止を許可したときは、当該指定海上防災機関に係る指定は、その効力を失う。
- 一一 第四十二条の二十四 指定海上防災機関は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定海上防災機関に対し、海上防災業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

- 一 指定海上防災機関の役員の選任及び解任は、海上保安庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 二 海上保安庁長官は、指定海上防災機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは

(報告及び検査)

第四十二条の二十五 海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定海上防災機関に対し、海上防災業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、指定海上防災機関の事務所その他の事業場（その業務の適用に供している船舶を含む。）に立ち入り、海上防災業務の実施状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。（指定の取消し等）

第四十二条の二十六 海上保安庁長官は、指定海上防災機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて海上防災業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 海上防災業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律、この法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき、又は第四十二条の十七第一項の認可を受けた海上防災業務規程によらないで海上防災業務を行つたとき。

2 海上保安庁長官は、前項の規定により指定を取り消し、又は海上防災業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（指定を取り消した場合等における措置等）

第四十二条の二十七 第四十二条の二十三第一項の規定により海上防災業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、海上保安庁長官がその後に新たに指定海上防災機関を指定したときは、従前の指定海上防災機関の海上防災業務に係る財産及び負債は、新たに指定を受けた指定海上防災機関が承継する。

2 第四十二条の二十三第一項の規定により海上防災業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における海上防災業務に係る財産の管理その他所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

（帳簿の記載）
第四十二条の二十八
　交通省令で定める
　海上防災業務に関する
　を記載し、これを
　（審査請求）

指定海上防災機関は、国土
とこりにより、帳簿を備え、
し国土交通省令で定める事項
保存しなければならない。

この法律に基づいてした指
処分に不服がある者は、国土
査請求することができる。
、国土交通大臣は、行政不服
第二項及び第三項 第四十六
四十七条の規定の適用につい
ては、災害機関の上級行政庁とみな
る困難なものを放置する場合に
い。
章の規定は、船舶又は海洋施
設から船舶等を捨てる場合に
い。
洋施設を海洋に捨てようとする
の許可を受けなければならな
けようとするときは、環境省
により、次の事項を記載した
に提出しなければならない。
及び住所並びに法人にあつて
氏名及び住所
うとする海洋施設の概要
の廃棄に関する実施計画
の廃棄海域の汚染状況の監視

規制)
、船舶、海洋施設又は航空機
（）。を海洋に捨ててはな
海洋施設を次条第一項の許可
合又は遭難した船舶等であつ
た困難なものを放置する場合に
い。
章の規定は、船舶又は海洋施
設から船舶等を捨てる場合に
い。
洋施設を海洋に捨てようとする
の許可を受けなければならな
けようとするときは、環境省
により、次の事項を記載した
に提出しなければならない。
及び住所並びに法人にあつて
氏名及び住所
うとする海洋施設の概要
の廃棄に関する実施計画
の廃棄海域の汚染状況の監視

境大臣は、前条第一項の許可
のいずれにも適合していると
れば、同項の許可をしてはな
ものであること。

二 海洋に捨てる
がないものである。
(準用)
第四十三条の四 第
で、第十条の七、
の九から第十条の
条の二第一項の許
合において、これ
るのは「廃棄海域
るは「廃棄」と
定に関し必要な規
定。

第十条の六第三項から第七項まで
第十一条の八第二項及び第十一条
十一までの規定は、第四十三
条可について準用する。この場
らの規定中「排出海域」とあ
ること。
「と「海洋投入処分」とあ
読み替えるほか、これらの規
術的読替えは、政令で定め
上保安庁長官は、海上保安管
事情を考慮して国土交通省令
に、油又は有害液体物質が著
れた場合における排出油等の
（以下「排出油等防除計画」）
するものとする。
本画は、前項の国土交通省令で
次の事項について定めるもの
である。
体物質が著しく大量に排出さ
る海洋の汚染の想定に関する
おける排出油等の防除のため
船その他の船舶、機械器具及
目標に関すること。
における排出油等の防除のた
の防止に関すること。
関係地方公共団体、船舶
の他の関係者との連絡及び情
成しようとするときは、関係
地方公共団体の長の意見を
うしない。これを修正しようと
とする。
は、第一項の規定により排出
成したときは、速やかに、こ
る者に通知するとともに、そ
ければならない。これを修正
とする。
にに関する協議会）
区海上保安本部長、タンカー
貨を輸送する船舶の船舶所有
主

者、油又は有害液設等の設置者、前
の関係者は、同条
る海域のうち港湾域ごとに、共同し
織することができ
一 当該海域にお
自主基準の作成
二 排出油等の防
三 排出油等の防
四 その他排出油
協議

粉碎設備等が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、当該粉碎設備等の型式ごとに国土交通大臣の型式承認を受けるとともに、当該型式承認を受けた粉碎設備等とともに、国土交通大臣又は国土交通大臣の登録を受けた者の検定を受けることができる。

船舶安全法第九条第四項及び第十二条の規定は前項の検定について、同法第三章第一節（第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）及び第二十九条ノ五第一項の規定は前項の登録、登録を受けた者及び登録を受けた者が行う検定について準用する。この場合における「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第三」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

（港湾における廃油処理施設等の整備計画）

第四十四条 港湾管理者は、当該港湾の港湾区域及びその周辺地域において生ずる廃油、廃有害液体物質等及び廃棄物並びに排出ガス（以下この条において「廃油等」という。）の種類及び量等に照らし、当該港湾区域及びその周辺海域において船舶又は海洋施設から廃油等が排出又是放出されることによる海洋汚染等を防止するため必要があると認めるときは、当該港湾において廃油処理施設、廃有害液体物質等処理施設及び廃棄物処理施設並びに廃棄物の処理場所並びに排出ガス処理施設（排出ガスの処理の用に供する設備の総体をいう。）が確保されるようこれらの建設又は配置について港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第一項の港湾計画その他の港湾の整備に関する計画に定めなければならない。

（海洋の汚染状況の監視等）

第四

十七条 国土交通大臣は、この法律の目的を

(水路業務及び気象業務の成果の活用等)
第四十六条 海上保安庁長官及び気象庁長官は、
水路業務又は気象業務による成果及び資料を海
洋の汚染の防止及び海洋環境の保全並びに海上
災害の防止のために活用するとともに、これら
の業務に関連する海洋の汚染の防止及び海洋環
境の保全並びに海上災害の防止のための科学的
調査を実施するものとする。

廢棄

業に關し報告させることができる。

3
り、廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設の設置者に対し、その事業又はその廃油処理施設による廃油の処理に關し報告をさせることができ。環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、環境省令で定めるところにより、第十二条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者に対し、許可

8

の沿岸防止緊急措置

り、帳簿書類その他
係者に質問させるこ
と、國土交通大臣又は
律の施行に必要な限
船舶若しくは海洋施
は海洋施設等の設置
に立ち入り、海洋汚
程、第七条の二第一項

発生靡 手引書

有害液 汙言錄簿

の物件を検査させ、又は関
係海上保安庁長官は、この法
度において、その職員に、
設置等又は船舶所有者若しく
は管理者の事務所に、
染防止設備等、油濁防止規
項又は第四十条の二第一項
とができる。

(港湾における廃油処理施設等の整備計画)
第四十四条 港湾管理者は、当該港湾の港湾区域及びその周辺地域において生ずる廃油、廃有害液体物質等及び廃棄物並びに排出ガス（以下この条において「廃油等」という。）の種類及び量等に照らし、当該港湾区域及びその周辺海域において船舶又は海洋施設から廃油等が排出又は放出されることによる海洋汚染等を防止するため必要があると認めるときは、当該港湾において廃油処理施設、廃有害液体物質等処理施設及び廃棄物処理施設並びに廃棄物の処理場所並びに排出ガス処理施設（排出ガスの処理の用に供する設備の総体をいう。）が確保されるようこれらの建設又は配置について港湾法（昭和二年五月法律第二百八十八号）第三条の三第一項の

物をあ周しが場物³ 臣る及² め情の

関係地方公共団体の長は、海洋汚染等の防止
及び海洋環境の保全等のため必要があると認め
ときは、この法律の施行に関し、国土交通大
臣に対し、意見を述べることができる。
農林水産大臣は、油、有害液体物質等、廃棄
又は有害水バラストの排出又は焼却により漁
船の効用が著しく低下し、又は低下するおそれ
があると認められるときは、国土交通大臣に対
してこの法律の施行に關し、当該漁場及びその
周辺海域（有害水バラストの排出に係るもので
ある場合には、当該漁場の周辺の湖沼等
を含む）における油、有害液体物質等、廃棄
又は有害水バラストの排出又は焼却（見切
り）の

て定めるところにより、第三十九条の三各号に掲げる者、特定タンカー若しくは第三十九条の五に規定する船舶の船舶所有者又は第四十条の二第一項各号に掲げる者に対し、オイルフエンス、薬剤その他の資材の備付け、油回収船若しくは特定油を回収するための機械器具その他の排出油等の防除のために必要な機械器具の配備、排出油等の防除に関し必要な知識を有する要員の確保又は同項の油濁防止緊急措置手引書若しくは有害液体汚染防止緊急措置手引書の作成、備置き若しくは掲示に関し報告をさせることができる。

定油を回収するための機械器具の所在する場所若しくは第三十九条の五の資材若しくは機械器具の所在する場所に立ち入り、排出油等の防除のために必要なオイルエンス、薬剤その他の資材又は油回収船若しくは特定油を回収するための機械器具その他の機械器具を検査させることができ。第六項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第六項から第十項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(油記録簿等の写しの証明)

第四十五条 海洋の汚染状況の監視等)
海上保安庁長官は、本邦の沿岸海域

第四十八条 国土交通大臣は、この法律の施行に
(報告の徴収等)

自度に

において、その職員に、廃油処理事業者又は
家用廃油処理施設の設置者の事務所その他の

5

の施行に必要な限度において、油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物記録簿、水バ

(指導等)

第四十九条の二 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、船舶所有者、船長その他の油、有害液体物質等、廃棄物若しくは有害水バラストの排出若しくは焼却又は排出ガスの放出その他の海洋汚染等又は海上災害の防止と密接な関連を有する業務に携わる者に対し、これらの者が海洋汚染等又は海上災害の防止の見地に照らしてその業務を適正に処理するよう必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(国の援助) 第五十一条 国は、海洋汚染防止設備等、廃油処理施設、油回収船その他海洋汚染等又は海上災害を防止するための設備、施設又は船舶の設置若しくは保有又は改善に必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。
(研究及び調査の推進等)

第五十条 第五十一条 国は、船舶及び海洋施設からの油、有害液体物質等、廃棄物及び有害水バラストの排出並びに排出ガスの放出の防止、二酸化炭素の処分、廃油及び廃船の処理、排出された油、有害液体物質等及び危険物の除去並びに海上火災の防除に関する技術の研究及び調査その他の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する研究及び調査を推進し、その成果の普及に努めるものとする。
(国際協力の推進)

第五十一条の二 国は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際的な連携の確保及び技術協力の推進、海外の地域における海上防災のための緊急援助の実施その他の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(手数料の納付) 第五十二条 次の各号のいずれかに掲げる者(国及び独立行政法人(業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る)を除く。)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国(機構)の放出量確認(第十九条の七第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する放出量確認に相当する確認を含む。)及び原動機取扱手引書の承認をを受けようとする者を受けようとする者にあつては、機構に納付しなければならない。

第一項の二第四項の確認(海上保安庁長官が行うものに限る。)を受けようとする者 第五十三条 この法律の規定により国土交通大臣又は海上保安庁長官の権限に属する事項は、國

二 第十一条の登録を受けようとする者

三 第十七条の二第二項第一号(第十七条の六において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の確認(第十七条の二第三項において同一の確認に相当する確認を含む。)を受けようとする者

四 第十七条の七第一項の規定による指定を受けようとする者

五 放出量確認(第十九条の七第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)及び第十九条の十八に規定する放出量確認に相当する確認を含む。次項において同じ。)及び原動機取扱手引書の承認を受けようとする者

六 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認(第十九条の三十五第一項に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認に相当する承認を含む。)を受けようとする者

七 二酸化炭素放出抑制指標に係る確認(第十九条の三十五第二項に規定する二酸化炭素放出抑制指標に係る確認に相当する確認を含む。)を受けようとする者

八 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けようとする者(船級協会が船級の登録をした二酸化炭素放出抑制対象船舶に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けようとする者に限る。)

九 法定検査又は第十九条の五十三の検査を受けようとする者

十 海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者(船級協会が船級の登録をした検査対象船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。)

十一 国際海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者

十二 国際大気汚染防止原動機証書、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書、海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査帳又は国際海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者

十三 第四十三条の九第一項の型式承認又は検定(国土交通大臣が行うものに限る。)を受けようとする者

(総トン数)

第五十一条の四 この法律を適用する場合における総トン数は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数とする。

一 トン数法第八条第一項の国際トン数証書又は同条第七項の国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶 トン数法第四条第一項の国際総トン数

二 前号に定める日本船舶以外の日本船舶(次号に定めるものを除く。) トン数法第五条第一項の総トン数

三 第一号に定める日本船舶以外の日本船舶であつてトン数法附則第三条第一項の規定の適用があるもの 同項本文の規定による総トン数

四 國際船舶 國土交通省令で定める総トン数(排他的経済水域等における適用関係)

五 第二議定書締約国の船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染、地球温暖化及びオゾン層の破壊に係る環境の保全についての排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)の規定の適用については、同法第三条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「排他的経済水域又は大陸棚における千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締約国である外国の船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染、地球温暖化及びオゾン層の破壊に係る環境の保全並びに第4号に掲げる事項」と、同項第四号中「前三号に掲げる事項」とあるのは「排他的経済水域又は大陸棚における千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締約国である外国の船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染、地球温暖化及びオゾン層の破壊に係る環境の保全並びに第4号に掲げる事項」と、同項第四号中「前三号に掲げる事項」とあるのは「排他的経済水域又は大陸棚における千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締約国である外国の船舶から放出される排出ガスによる大気の汚染、地球温暖化及びオゾン層の破壊に係る環境の保全並びに第4号に掲げる事項」と、同項第四号中「前三号に掲げる事項」とあるのは「排他的経

土交通省令で定めるところにより、地方整備局长、北海道開発局長、地方運輸局长、地方整備局長又は管区海上保安本部長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を地方整備局の事務所の長、開発建設部の長、運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長又は管区海上保安本部の事務所の長に行われる経過措置及び経過措置に関する罰則に属することができる。

二 地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局长又は管区海上保安本部長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を地方整備局の事務所の長、開発建設部の長、運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長又は管区海上保安本部の事務所の長に行われる経過措置及び経過措置に関する罰則に属する範囲内において、所要の経過措置(罰則に属する経過措置及び経過措置に関する罰則を含む。)を定めることができる。

三 第五十四条 第八章(罰則)
第五十四条の二 日本の船級協会(第十九条の十の四第二項、第十九条の三十第二項又は第十九条の四十六第二項に規定する船級協会)の役員又は職員が、第十九条の十五第二項の確認、原動機取扱手引書の承認若しくは確認又は第十九条の四十六第二項の検査を受けたときに、その要求若しくは約束をして、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしてしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

四 第五十四条の三 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。これができないときは、その価額を追徴する。

五 第五十四条の四 第九条の十九又は第四十二条の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録確認機関又は指定海上防災機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

六 第五十四条の五 第十九条の十五第三項(第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項に

おいて準用する場合を含む。)、第十九条の四十
九第三項又は第四十三条の九第二項において準
用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の
規定による業務の停止の命令に違反したとき
は、その違反行為をした船級協会、登録検定機
関又は第四十三条の九第一項の登録を受けた者
の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十
万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいづれかに該当する者
は、千万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定に違反して、油を排出
した者

二 第八条の三第三項の規定による命令に違反
した者

三 第九条の二第一項(第九条の六第一項にお
いて準用する場合を含む。)の規定に違反し
て、有害液体物質又は未査定液体物質を排出
した者

四 第十条第一項の規定に違反して、廃棄物を
排出した者

五 偽りその他不正の行為により第十条の六第
一項、第十条の十第一項(第十八条の二第三
項及び第四十三条の四において準用する場合
を含む。)、第十八条の二第一項又は第四十三
条の二第一項の許可を受けた者

六 第十七条第一項(第十七条の六において準
用する場合を含む。)の規定に違反して、有害
液体物質を輸送した者

七 第十八条の七の規定に違反して、油等を
排出した者

八 第十八条の七の規定に違反して、油等の海
底下廃棄を行った者

九 第十九条の七第一項の規定に違反して船舶
に設置された原動機若しくは同条第二項の規
定に違反して放出量確認に相当する確認若し
くは原動機取扱引書の承認を受けていない
原動機を運転した者又は第十九条の九第一項
の規定に違反して原動機を運転した者

十 第十九条の二十一第一項の規定に違反し
て、燃料油を使用した者

十一 第十九条の二十一第一項の規定に違反し
て、揮発性物質放出防止設備を使用し、又は同
項の規定により使用すべき揮発性物質放出防
止設備を使用しなかつた者

十二 第十九条の三十五の四第一項又は第二項
の規定に違反して油、有害液体物質等又は
廃棄物の焼却をした者

十三 第三十九条第一項の規定に違反した者
は、五百円以下の罰金に処する。

十四 第四十三条第一項の規定に違反して、船
舶等を捨てた者

十五 第四十三条第一項の規定に違反して、船
舶等を捨てる者は、五百万円以下
の罰金に処する。

第五十五条の二 次の各号のいづれかに該当する
者は、二百万円以下の罰金に処する。

一 第九条の六第四項の規定に違反して、未査
定液体物質を輸送した者

二 偽りその他不正の行為により国際二酸化炭
素放出抑制船舶証書、海洋汚染等防止証書、
臨時海洋汚染等防止証書又は国際海洋汚染等
防止証書の交付を受けた者

三 第十九条の二十八第一項又は第二項の規定
に違反して、船舶を日本国領海等以外の海域
において航行の用に供した者

四 第十九条の三十八又は第十九条の三十九の
規定による検査を受けないで船舶を航行の用
に供した者

五 第十九条の四十四第一項から第四項までの
規定に違反して、船舶を航行の用に供し、又
は国際航海若しくは一の国の内水、領海若し
くは排他的経済水域若しくは公海における航
海以外の航海に従事させた者

六 第二十一条第一項の規定に違反して、廃油处
理事業を行った者

七 第二十四条(第二十八条第四項(第三十五
条において準用する場合を含む。)又は第三
十四条第三項において準用する場合を含む。)
又は第三十三条第三項(第三十五条において準
用する場合を含む。)の規定による命令に違反
した者

八 第四十二条の七の規定による命令に違反
した者

九 第四十二条の七第一項の規定による命令に違反
して、船舶を航行の用に供し、又は国際航海若
しくは排他の経済水域若しくは公海における航
海以外の航海に従事させた者

十 第四十二条第一項の規定による命令に違反
して、船舶を航行の用に供した者

十一 第四十二条第一項の規定による命令に違反
して、船舶を航行の用に供し、又は国際航海若
しくは排他の経済水域若しくは公海における航
海以外の航海に従事させた者

十二 第二十一条第二項、第二十八条第三項(第
三十五条において準用する場合を含む。)又
は第三十四条第一項の規定による届出をせ
ず、又は虚偽の届出をした者

十三 第二十八条第一項の規定に違反して第二
十一条第一項第二号の事項を変更した者

十四 第四十二条の五第一項若しくは第三十九条の
二第一項又は第三項の規定による命令に違反
した者

十五 第三十九条の二の規定による命令に違反
し、又は处分の違反となるような行為をし
た者

十六 第三十九条の四第一項又は第三十九条の
五の規定に違反した者

十七 第四十二条の二第二項の規定による命令に
違反した者

十八 第四十二条の五第一項若しくは第三項の規
定による命令若しくは处分又は同条第二項
の規定による命令に違反した者

十九 第四十二条の八の規定による处分の違反
となるような行為をした者

二十 第四十三条の七第一項の規定に違反
して、薬剤を使用した者

二十一 第四十三条の七第一項の規定に違反
して、薬剤を使用した者

第五十六条 次の各号のいづれかに該当する者
は、百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第五項(第十八条第四項において準
用する場合を含む。)の規定により海上保安
庁長官が付し、又は変更した条件に違反し
て、揮発性物質放出防止設備を使用した者

二 第六条第一項、第七条第一項、第八条の二
第四項、第九条の四第一項若しくは第二項、
第十条の三第一項、第十七条の三第一項(第
十七条の六において準用する場合を含む。)
第十八条の五第一項又は第三十九条の三の規
定に違反した者

三 第十七条第三項(第十七条の六において準
用する場合を含む。)の規定により国土交通
省は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 次の各号のいづれかに該当する者
は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条の三第一項又は第三項の規定に違反
した者

二 第六条第一項、第七条第一項、第八条の二
第四項、第九条の四第一項若しくは第二項、
第十条の三第一項、第十七条の三第一項(第
十七条の六において準用する場合を含む。)
第十八条の五第一項又は第三十九条の三の規
定に違反した者

三 第八条の二第三項の規定に違反して、船舶
間貨物油積替えを行つた者

四 第八条の三第一項の規定による通報をせ
ず、又は虚偽の通報をして船舶間貨物油積替
えを行つた者

五 第九条の二第四項の規定に違反した者

六 第十条の九第二項(第十八条の二第三項及
び第十四条の四において準用する場合を含
む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の
報告をした者

七 第九条の三第二項の規定による通報に際し
て虚偽の通報をした者(当該タンカーが船舶
間貨物油積替えを行つた場合に限る。)

八 第十条の三第二項又は第十八条の二第二
項の規定に違反した者

九 第十九条の二十一第四項の規定による通報
をせず、又は虚偽の通報をして基準適合燃料
油以外の燃料油を使用した者

十 第十九条の三十一第一項又は第十九条の三
第二項において準用する場合を含む。)の規
定による処分に違反した者

十一 第十九条の四十九第一項において準用する
船舶安全法第六条ノ五第二項の規定により確
認した海洋汚染防止設備又は大気汚染防止檢
查対象設備以外の海洋汚染防止設備又は大氣
污染防治検査対象設備について第十九条の四
十九第一項において準用する同法第九条第五
項の標示を付した者

十二 第十九条の三十五の三の規定に違反した
者

十三 第十九条の三十五の三の規定に違反した
者

十四 第三十八条第一項から第三項までの規定による命
令に違反した者

十五 第三十九条の二の規定による命令に違反
し、又は处分の違反となるような行為をし
た者

十六 第三十九条の四第一項又は第三十九条の
五の規定に違反した者

十七 第四十二条の二第二項の規定による命令に違反
し、又は处分の違反となるような行為をし
た者

十八 第四十二条の五第一項若しくは第三項の規
定による命令若しくは处分又は同条第二項
の規定による命令に違反した者

十九 第四十二条の八の規定による处分の違反
となるような行為をした者

二十 第四十三条の七第一項の規定に違反
して、薬剤を使用した者

二十一 第四十三条の七第一項の規定に違反
して、薬剤を使用した者

一 第五条の三第二項又は第五条の四の規定に違反した者
二 第八条第一項若しくは第三項、第八条の二第七項、第九条の五第一項若しくは第三項、第十条の四第一項若しくは第三項、第十九条の二第一項若しくは第三項、第十九条の四第一項若しくは第四項（これらの規定を第十七条の六において準用する場合を含む）、第十八条の四第一項若しくは第三項、第十九条の六、第十九条の八（承認原動機取扱手引書に係る部分に限る）、第十九条の二十一の二、第十九条の二十二第一項又は第十九条の三十五の四第三項の規定に違反した者
三 第八条第二項、第九条の五第二項、第十条の四第二項、第十六条第二項、第十七条の四第二項（第十七条の六において準用する場合を含む）。又は第十八条の四第二項の規定により油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物記録簿、廃棄物処理記録簿又は水バースト記録簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者
四 第八条の二第六項の規定による記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者
五 第十条の十二第三項（第十八条の二第三項において準用する場合を含む）の規定に違反した者
六 第十三条第二項の規定に違反して、第十二条の登録を受けた船舶を第十条第二項第四号又は第五号の規定によつてする廃棄物の排出に使用した者
七 第十四条の規定又は第三十一条第二項若しくは第三十二条（これららの規定を第三十五条において準用する場合を含む）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
八 第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む）。第十九条の四十九第三項又は第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
九 第十九条の二十九の規定に違反して、当該船舶を日本国領海等以外の海域において航行の用に供した者
十 第十九条の四十五の規定に違反して、当該船舶を航行の用に供した者
十一 第十九条の四十九第二項において準用する船舶安全法第十二条第一項の規定による臨

検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした者
十二 第十九条の四十九第二項において準用する船舶安全法第十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
十三 第二十六条第一項の規定による届出をしないで又は届け出た廃油処理規程によらないで廃油を処理した者
十四 第二十六条第三項の規定による命令に違反した者
十五 海上保安機関に対し、第三十八条第七項に規定する事実を発見した旨の虚偽の通報をした者
十六 海上保安庁の事務所に対し、第四十二条の二第一項に規定する事態又は海上火災を見出した旨の虚偽の通報をした者
十七 第四十三条の八第二項の規定による命令に違反した者
十八 第四十八条第一項から第五項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者の陳述をした者
十九 第四十八条第六項から第十項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第六項、第八項若しくは第九項の規定による質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の報告をした者
二十 第四十九条の規定による証明を拒み、又は忌避した者
二十一 第四十九条の二次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録確認機関又は指定海上防災機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
五 第一条の十五又は第四十二条の二十三第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
三 第九条の二十又は第四十二条の二十八の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
二 第九条の十八第一項又は第四十二条の二十一第一項の規定による請求を拒んだ者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む）。第十九条の四十九第三項若しくは第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む）。第十九条の四十九第三項若しくは第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は正当な理由がないのに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む）。第十九条の四十九第三項若しくは第四十三条の九第二項の規定による請求を拒んだ者は、三十万円以下の過料に処する。

二 第十九条の二十一第一項の規定に違反した罪に当たる事件であつて外国船舶（政令で定めるものを除く。）に係るもの（以下「事件」という。）に對し、遲滞なく、次項各号に掲げる事項を告知しなければならない。
一 この法律の規定に違反した罪に当たる事件であつて船長その他の乗組員が行なわれた場合に掲げる場合には、当該船舶の船長及び違反者（当該船舶の乗組員に限る。以下同じ。）に對し、遅滞なく、次項各号に掲げる事項を告知しなければならない。
二 前号に掲げる場合のほか、事件に関して船舶又は船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書（以下「船舶国籍証書等」という。）の押収が行われた場合であつて船長その他の乗組員又は船舶所有者が当該罪を犯したことや疑うに足りる相当な理由があると認められるとき。
一 前項の規定により告知しなければならない事項は、次に掲げるものとする。
二 担保金又はその提供を保証する書面が次条第一項の政令で定めるところにより主務大臣

に對して提供されたときは、遲滞なく、違反者は釈放され、及び船舶、船舶国籍証書等その他の押収物（以下「押収物」という。）は返還されること。

三 次項の規定により条件を付する場合は、そ
の条件

4 提供すべき担保金の額

3 取締官は、第一項各号に掲げる場合において、当該船舶の航行を繼續することが海洋環境に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該船舶の修理その他の必要な措置がとられることを違反者の釈放又は押収物の返還の条件とすることができる。

4 第二項第二号の担保金の額は、事件の種別及び態様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。

第六十六条 前条第一項の規定により告知した額の担保金又はその提供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取り締官又は検察官に通知するものとする。

2 主務大臣は、前条第三項の規定により条件が付された場合において、同項に規定する必要な措置がとられたと認めるときは、遅滞なく、その旨を取締官又は検察官に通知するものとする。

3 取締官は、第一項の規定による通知を受けたとき（前条第三項の規定による通知を受けた場合は、前二項の規定による通知を受けたとき）は、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押収物を返還しなければならない。

4 檢察官は、第一項の規定による通知を受けたとき（前条第三項の規定により条件が付された場合は、第一項及び第二項の規定による通知を受けたときは、第一項及び第二項の規定による通知を受けたとき）は、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

第六十七条 担保金は、主務大臣が保管する。

2 担保金は、事件に関する手続において、違反者がその求められた期日及び場所に提出されなかつたときは、当該期日の翌日から起算して一月を経過した日に、国庫に帰属する。ただし、当該期日の翌日から起算して一月を経過する日まで、当該期日の翌日から起算して三月を経過する日まで、

する日以前の特定の日に出頭し又は当該押収物を提出する旨の申出があつたときは、この限りでない。

なう場合は、第二十一一条第一項第二号の海域とみなす。

附 則 （昭和四五年一二月二十五日法律第

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月までの翌日に、国庫に帰属する。

3 前項ただし書の場合において、当該申出に係る特定の日に違反者が出頭せず、又は当該押収物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。

4 担保金は、事件に関する手続が終結した場合等その保管が必要としない事由が生じた場合には、返還する。

（主務省令への委任）

第六十八条 前三条の規定の実施のため必要な手続その他の事項は、主務省令で定める。

（主務大臣等）

第六十九条 第六十五条から第六十七条规定における主務大臣及び前条における主務省令は、政令で定める。

（施行期日等）

附 則 （昭和四八年七月一七日法律第五

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十条の前に「一条を加え
る改正規定、第四十八条第三項の改正規定（第三十九条の二）を「第三十九条の三」に改め
る部分を除く。）及び第五十七条に四号を加
える改正規定（同条第六号に係る部分に限る。
は、公布の日から起算して三年を超えない範囲
内において政令で定める日から施行する。）

（財團法人海上防災センターからの引継ぎ）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める改正規定、同法第一章の次に一章を加える改正規定、同法第三十
二条の三を削る改正規定、同法第三十八条の次
に一条を加える改正規定、同法第四十三条の四
の次に一条を加える改正規定、同法第六章を同
法第七章とし、同法第五章の次に一章を加える
改正規定、同法第四十八条及び第五十五条の五
第二項の改正規定、同法第五十六条の次に五条
を加える改正規定、同法第五十七条の改正規定
(同条の見出しを改める部分及び同条に一項を加
える部分を除く。)、同法第五十九条第二項の
改正規定、同法第六十一条の前に一条を加える
改正規定、同法第六十二条及び第六十三条の改
正規定並びに同法本則に一条を加える改正規
定、第四条の規定中海洋汚染防止法第三十九条
の次に一条を加える改正規定並びに同法第四十
四条、第四十八条、第四十九条、第五十七条及
び第五十八条の改正規定、附則第二条第二項及
び第四項から第六項まで、附則第七条の規定並
びに附則第八条の規定中運輸省設置法（昭和二
年六月を経過した日から施行する。）

（施行前においても行なうことができる。
（船の油による海水の汚濁の防止に関する法
律の廃止）

第二条 船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律（昭和四十二年法律第二百二十七号。以下「旧海水油濁防止法」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第七条 この法律の施行前に旧海水油濁防止法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

（施行期日）

附 則 （昭和四八年九月二〇日法律第八

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（非課税）

第三条 前条第三項の規定によりセンターが権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

（経過措置）

第四条 この法律の施行の際現にその名称中に海上災害防止センターという文字を用いている者については、改正後の第四十二条の十九第二項の規定は、この法律の施行後六月間は適用しない。

第五条 センターの最初の事業年度は、改正後の第四十二条の四十一の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第六条 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、改正後の第四十

2 旧海水油濁防止法第十一條第一項の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

（施行期日）

附 則 （昭和五〇年一二月二七日法律第

（施行期日）

第一条 この法律は、責任条約が日本国について

効力を生ずる日から施行する。

（施行期日）

附 則 （昭和五〇年一二月二七日法律第

（施行期日）

第一条 この法律は、責任条約が日本国について

効力を生ずる日から施行する。

（施行期日）

附 則 （昭和五一年六月一日法律第

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十条の前に「一条を加え
る改正規定、第四十八条第三項の改正規定（第三十九条の二）を「第三十九条の三」に改め
る部分を除く。）及び第五十七条に四号を加
える改正規定（同条第六号に係る部分に限る。
は、公布の日から起算して三年を超えない範囲
内において政令で定める日から施行する。）

（財團法人海上防災センターからの引継ぎ）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（財團法人海上防災センターからの引継ぎ）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内

5 偽りその他不正の行為により第二項の海洋汚染防止証書に相当する証書の交付を受けた者は、二百万円以下の罰金に処する。

6 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条第二項及び第二十四条ノ二の規定は船級協会の第一項に規定する検査の業務に関する監督について、同法第二十三条及び第二十四条の規定は船級協会の同項に規定する検査の業務に従事する役員又は職員について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項中「第八条第一項ニ掲タル船舶ニ付第二条第一項各号ニ掲タル事項又ハ滿載喫水線ニ閲スル検査（第八条第一項ノ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）」とあり、及び同法第二十四条第一項中「前条ニ掲タル検査」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十四号）（以下改正法ト称ス）ニ依ル改正後ノ海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第九条の第四第六項ノ有害液体汚染防止緊急措置手引書又ハ同条第七項ノ海洋汚染防止緊急措置手引書ニ付改正法附則第二条第一項ニ規定スル検査」と読み替えるものとす。

第三条 施行日前に建造された船舶についての新海洋汚染等防止法第十九条の三十六（有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、

〔海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十四号）の施行の日以後初めて〕とする。

第四条 新法第四十二条の四十三第三項の規定は、平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規定する書類から適用する。（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置（罰則に関するもの）は、政令で定めることができる。

（施行期日）

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一四年五月三一日法律第五号）抄

（平成一二年五月三一日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「处分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規

定により相当の運輸監理部長等に対しても了承した処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対しても了承した申請等とみなす。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第十五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第六章の二の改正規定（第四十二条の三十七に係る部分に限る。）並びに次条及び附則第八条の規定は、同年七月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一四年一二月一三日法律第十五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

（施行期日）

機証書に相当する書面を交付したときは、当該原動機に係る相当確認、承認された相当手引書及び交付された書面は、施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、それぞれ国土交通大臣が行つた放出量確認、承認をした原動機取扱手引書及び交付した国際大気汚染防止原動機証書とみなす。

船舶安全法第三章第節（第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号（第二十五条の三十第四項の規定の準用に係る部分に限る）並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会並びに相当確認、承認及び交付について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」に掲げる機械器具その他の設備」とあるのは「ガス分析装置」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるものとする。

日本の船級協会の役員又は職員が、第二項の相当確認、相当手引書の承認又は書面の交付に関する、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

偽りその他不正の行為により船級協会から相当原動機証書に相当する書面の交付を受けた者は、百万円以下の罰金に処する。

第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした船級協会（外国にある事務所において業務を行う者を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に處する。

第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に處する。

12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各項の罰金刑を科す。

13 第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者（外国にある事務所において業務を行う者を除く。）は、二十万円以下の過料に處する。

14 船級協会は、施行日において、新海洋汚染等防止法第十九条の十五第一項に規定する登録を受けたものとみなす。

第七条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「平成二十二年新法」という。）第十九条の三から第十九条の九までの規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前に建造され又は建造に着手された船舶に設置された原動機であつて当該各号に定める日前に製造されたもの（平成二年一月一日から平成十一年十二月三十一日までの間に建造され又は建造に着手された国際航海上に從事する船舶に設置された原動機であつて同日までに製造されたもののうち、当該原動機からの窒素酸化物の放出量を平成二十二年新法第十九条の三の放出基準に適合させる改造（以下この条において「基準適合改造」という。）を行うことができるものとして国土交通大臣が指定する型式のもの（以下この条において「指定原動機」という。）を除く。）及び指定原動機が設置された船舶の

うち當該指定原動機について基準適合改造を行なうことが困難な事情があるものとして国土交通大臣が指定する船舶に設置されたものについては、適用しない。ただし、当該原動機につき当該各号に定める日以後に国土交通省令で定める改造を行つたときは、この限りでない。

一 國際航海に從事する船舶 平成十二年一月一日

二 前号に掲げる船舶以外の船舶 第二議定書
が効力を生じた日（平成十七年五月十九日。
附則第十条において「発効日」という。）

第九条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下この条及び次条において「海洋汚染等防止法」という。）第十九条の三十五の三の規定は、この法律の施行の際現に船舶に使用されている材料又は設置されている設備及び平成三十二年一月一日前において政令で定める日以前に船舶に使用されている政令で定めるオゾン層破壊物質（以下この項において「特定オゾン層破壊物質」という。）を含む材料又は同日以前に船舶に設置されている特定オゾン層破壊物質を含む設備については、適用しない。

二 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第八十六条に定めるもののほか、何人も、海域において、前項の規定により海洋汚染等防止法第十九条の三十五の三の規定の適用を受けないこととされている材料又は設備に含まれる平成二十二年新法第三条第六号の二のオゾン層破壊物質であつても、これをみだりに放出してはならない。

三 國際航海に從事する船舶のうち国土交通省令で定める総トン数以上のものの船長（専ら他の船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶（以下この項において「引かれ船等」という。）にあつては、船舶所有者。次項及び第五項において同じ。）は、当該船舶に設置している前項に規定する設備（海洋汚染等防止法第十九条の三十五の三の国土交通省令で定めるものを除く。）の名称及び設置場所を記載した一覧表（第六項において単に「一覧表」という。）を当該船舶内（引かれ船等にあつては、当該船舶を管理する船舶所有者の事務所。次項において同じ。）

い。に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

4 前項の船舶の船長は、オゾン層破壊物質記録簿を当該船舶内に備え付けなければならない。

5 第三項の船舶の船長は、同項の設備の修理その他当該設備の取扱いに関する作業で国土交通省令で定めるものが行われたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、オゾン層破壊物質記録簿への記載を行わなければならない。

6 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、前三項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶又は船舶所有者の事務所に立ち入り、一覧表若しくはオゾン層破壊物質記録簿を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

7 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

8 第六項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

9 第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

10 第三項、第四項又は第五項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

11 第六項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の刑を科する。

第十条 海洋汚染等防止法第十九条の三十五の四第二項本文の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日前に船舶に設置された設備であつて専ら同項の船舶発生油等の焼却の用に供されるものを用いて行う焼却については、適用しない。

一 次号に掲げる船舶以外の船舶 平成十二年一月一日

二 日本国の内水、領海又は排他的経済水域（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項に規定する排他的経済水域をいう。）のみを航行する船舶 発効日

第十二条 国土交通大臣は、施行日前においても、大気汚染防止検査対象設備（新海洋汚染等）の原動機を除く。以下この条において同じ。)について、新海洋汚染等防止法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条第三項の規定による検査又は同法第六条ノ四第一項の規定による型式承認若しくは検定を行うことができる。この場合において、同法第六条第三項中「第二条第一項各号ニ掲タル事項三係ル」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲タル事項三係ル」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律第一条ノ規定ニ依ル改正後ノ海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十一第一項、第十九条の二十四第一項又ハ第十九条の二十六第二項ニ規定スル」と、同項中「第二十五条の四十六及第二十五条の四十七」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第十二条第二項」と、「第五条

第十一條 施行日前に建造され又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、施行日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査若しくは中間検査（国土交通省令で定めるものに限る。）が開始される日又は第二議定書が効力を生ずる日から起算して三年を経過する日のいずれか早い日までの間は、新海洋汚染等防止法第十九条の第七四項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十二第一項及び第二項、第十九条の二十六第二項本文、第十九条の四十一第一項（大気污染防治検査対象設備に係る部分に限る。）並びに第十九条の四十四第一項及び第二項（大気污染防治検査対象設備に係る海洋汚染等防止証書に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

現存船についての新海洋汚染等防止法第十九条の三十六（大気汚染防止検査対象設備に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査若しくは中間検査（国土交通省令で定めるものに限る。）が開始される日又は第二議定書が効力を生ずる日から起算して三年を経過する日のいずれか早い日以後初めて」とする。

の防止に関する法律等の一部を改正する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第十二条第四項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

第一項の規定により受けた型式承認又は第三項において準用する船舶安全法第九条第三項若しくは第四項の規定により交付された合格証明書若しくは付された証印は、施行日において、新海洋汚染等防止法の相当する規定により受けた型式承認又は交付された合格証明書若しくは付された証印とみなす。

第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による検定業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

偽りその他不正の行為により第三項において準用する船舶安全法第九条第三項又は第四項の

ノ検査（特別検査ヲ除外）及第六条ノ検査」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律第一条ノ規定ニ依る改正後ノ海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十二ニ規定スル法定検査及同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と読み替えるものとする。

2 国土交通大臣の登録を受けた者（以下この条において「登録検定機関」という。）は、施行日前においても、前項の検定を行うことができる。

3 船舶安全法第九条第三項及び第四項、第十一
条、第二十九条ノ三第一項並びに第二十九条ノ
四第一項の規定は、第一項の検査又は同項若し
くは前項の検定について準用する。

4 船舶安全法第三章第一節（第二十五条の六十
三から第二十五条の六十六までを除く。）及び
第二十九条ノ五第一項の規定は、第二項の登
録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定
について準用する。（この場合において、同法第
二十五条の四十七第一項第一号中「別表第二」
とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関
する法律別表第一」と、同条第二項第一号中
「この法律又はこの法律に基づく命令」とある
のは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害

12 定業務を行ふ者を除く)は、二十万円以下の過料に処する。

第十三条 この法律の施行の際現に交付され、又は備え付け若しくは保存している焼却設備検査証、焼却記録簿、海洋汚染防止証書、臨時海洋汚染防止証書、海洋汚染防止検査手帳及び国際海洋汚染防止証書は、施行日において、それぞれ新海洋汚染等防止法第十九条の二十七第二項の要焼却確認廃棄物焼却設備検査証、新海洋汚染等防止法第十九条の三十三第一項又は第三項の要焼却確認廃棄物焼却記録簿、新海洋汚染等防止法第十九条の三十七第一項の海洋汚染等防止証書、新海洋汚染等防止法第十九条の四十一第二項の臨時海洋汚染等防止証書、新海洋汚染等防止法第十九条の四十二の海洋汚染等防止検査手帳及び新海洋汚染等防止法第十九条の四十第一項の国際海洋汚染等防止証書とみなす。

8 合格証明書の交付を受けた者は、百万円以下の罰金に処する。

第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十二条の許可を受けないで検定業務の全部を廃止し、又は同項において準用する同法第二十五条の六十条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした登録検定機関（外国にある事務所において検定業務を行う者を除く。）の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第四項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して、各項の罰金刑を科する。

11 第四項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四項において準用する同法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者（外国にある事務所において檢

規程その他の規程の認可の申請についても、同様とする。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第十七条 この法律の各改正規定の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）中相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第十九条 附則第二条から第十三条まで、附則第十五条及び前二条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定めることができる。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う準備行為)

第十四条 国土交通大臣は、施行日から機構に新海洋汚染等防止法第十九条の十第一項に規定する小型船舶用原動機放出量確認等事務を行わせようとするときは、施行日前においても、施行日から機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う旨及び機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う事務所の所在地を官報で公示することができる。

前項の公示があつたときは、新海洋汚染等防止法第十九条の十第二項の規定による公示があつたものとみなす。

3 機構は、施行日前においても、新海洋汚染等防止法第十九条の十一第一項の規定による小型船舶用原動機放出量確認等事務規程の認可の申請を行うことができる。

4 新海洋汚染等防止法第十九条の十五第一項の登録、第十九条の四十六第一項の登録又は第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第六条ノ四第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。新海洋汚染等防止法第十九条の十五の四十九第三項において準用する船舶安全法第二五五第一項の規定による登録

海底下廃棄をすることができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

第三条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第一項の違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) (施行期日)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案して必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十二年五月一九日法律第三号)

三 第一条中海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第六条第一項及び第七条第一項の改正規定並びに次条及び附則第七条の規定定並による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防正規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防正規定の一部改正に伴う経過措置

第二条 国土交通大臣又は船級協会（第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防正規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防正規定の一部改正に伴う経過措置）

止に関する法律（以下「新法」という。）第十九条の四十六第一項の規定による登録を受けた者をいう。以下この条において同じ。」は、施行日前においても、新法第十九条の二十六又は第十九条の四十六第二項に規定する検査に相当する検査（以下この条において「相当検査」という。）を行つことができる。

2 國土交通大臣が相当検査の結果当該揮発性物質放出防止措置手引書について國土交通省令で定める新法第十九条の二十四の二第二項に規定する技術上の基準に相当する基準（第六項において「相当技術基準」という。）に適合すると認めたときは、國土交通大臣は、揮発性物質放出防止措置手引書に係る新法第十九条の三十七第一項の海洋汚染等防止証書に相当する証書（以下この条において「相当証書」という。）を交付しなければならない。

3 前項の規定により交付した相当証書は、その交付後施行日までの間に國土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、揮発性物質放出防止措置手引書に係る新法第十九条の三十七第一項の規定により交付した海洋汚染等防止証書とみなす。この場合において、当該相当証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

4 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して國土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一 國土交通大臣の行う相当検査を受けようとする者

二 相当証書の交付を受けようとする者（船級協会が相当検査を行い、かつ、船級の登録をした原油の輸送の用に供するタンカーに係る相当証書の交付を受けようとする者に限る。）

三 相当証書の再交付又は書換えを受けようとする者

前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定に

より同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の相当検査、交付又は再交付若しくは書換えに係る申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

6 船級協会が相当検査を行い、かつ、船級の登録をした原油の輸送の用に供するタンカーは、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該揮発性物質放出防止措置手引書について相当検査を行い、相当技術基準に適合すると認めたものとみなす。

7 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十一条の四十九第二項、第二十五条の五十一、第二十五条の五十三、第二十五条の五十六、第二十五条の五十七（第二十五条の三十第四項及び第二十五条の五十五の規定の準用に係る部分を除く。）、第二十五条の五十八（第一項第一号、第二号、第三号（第二十五条の五十及び第二十五条の五十二に係る部分に限る。）、第七号（第二十五条の五十五に係る部分に限る。）及び第八号並びに第二項第一号（第二十五条の五十八第一項第一号及び第八号に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）、第二十五条の五十九から第二十五条の六十一まで及び第二十五条の六十二（第一号から第三号までに係る部分を除く。）の規定は、第一項の規定により船級協会が相当検査を行う場合について準用する。

偽りその他の不正の行為により相当証書の交付を受けた者は、二百万円以下の罰金に処する。

8 日本の船級協会の役員又は職員が、相当検査に関する、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。

9 これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

10 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

11 第九項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

日以後に新海洋汚染等防止法第十九条の三十七第一項の規定による海洋汚染等防止証書の交付を受けることができる新海洋汚染等防止法第十九条の三十六に規定する検査対象船舶であつて、新海洋汚染等防止法第十九条の三十七第五項の国土交通省令で定める事由により従前の海洋汚染等防止証書の有効期間が満了するまでの間ににおいて当該検査に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けることができなかつたものに係るは、同項の規定にかかわらず、なお従前の例によ

第八条 独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から一月以内に、政府以外の出資者に対し、その持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。

第九条 政府以外の出資者は、センターに対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一日を経過する日までの間に限り、その持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる。

3 センターは、前項の請求があつたときは、旧海洋汚染等防止法第四十二条の十八第一項の規定にかかわらず、当該請求をした者に対し、当該請求に係る持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。

4 前項の規定による払戻しをした場合においては、センターはその払戻しをした金額により資本金を減少するものとし、旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十八の基金はその払戻しをした金額により減少するものとする。

第九条 センターは、政府以外の者から旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十八の基金に出えんされた金額（以下「出えん金」という。）につき、第一号及び第二号の業務の実施の状況、当該業務の状況その他の状況を勘案して、当該業務に

4 第一項の規定により指定海上防災機関がセンターの権利及び義務を承継したときは、政府以外の者から旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十八の基金に充てるために出資され、又は同条の基金に出资された金額に相当する金額は、政府以外の者から新海洋汚染等防止法第四十二条の十八条の基金に出资されたものとする。

5 センターの解散の日の前日を含む事業年度（以下「最終事業年度」という。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第一百三号。以下「通則法」という。）第三十六条第一項の規定にかかるらず、同日に終わるものとする。

6 センターの最終事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条の規定により財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関し独立行政法人が行わなければならぬとされる行為は、指定海上防災機関が従前の例により行うものとする。

務は、その時において新海洋汚染等防止法第四十二条の十三第一項の規定により海上保安庁長官が指定する者（以下「指定海上防災機関」という。）が承継する。この場合において、旧海洋汚染等防止法第四十二条の三十五の規定は、適用しない。

前項の規定による解散に際し、センターは、政府の持分に係る出資額について、政府に対しその全額を払い戻しものとする。

第一項の規定により指定海上防災機関がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十一第一号及び第二号の業務以外の業務に要する

さない
前条第一項の規定により指定海上防災機関が
権利を承継する場合における当該承継に係る不
動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得
税又は自動車取得税を課することができない。
第十二条 一部施行日の前日において旧海洋汚染
等防止法第四十二条の二十七第三項において準
用する旧海洋汚染等防止法第四十条の三第五
項の規定によりセンターが行つてゐる滞納処分
は、新海洋汚染等防止法第四十二条の十六第七
項の規定により海上保安庁長官が行つてゐる滞
納処分とみなす。

則法第三十五条の規定は、センターの解散の日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。
第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定めることとする。

第十一条 前条第一項の規定により指定海上防災機関が権利の承継をする場合における当該承継に伴う登記については、一部施行日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課す。

事業報告書の提出及び公表については、同日に
おいてセンターの中期目標の期間が終了したも
のとして、指定海上防災機関が從前の例により
行うものとする。

センターの解散日の前日を含む中期目標の
期間における業務の実績については、同日にお
いてセンターの中期目標の期間が終了したもの
として、指定海上防災機関が從前の例により評
価を受けるものとする。この場合において、通
則法第三十四条第三項において準用する通則法
第三十二条第三項の規定による通知及び勧告
は、指定海上防災機関に対してなされるものと

(罰則の適用に関する経過措置)
第二十一条 この法律(附則第一条の規定にあつては、当該規定)の行為及びこの附則の規定によりなよることとされる場合における一した行為に対する罰則の適用につき前の一例による。
(政令への委任)

限る。)については、指定海上防災行政
第一条第一項に規定する独立行政
す。

第十五条 一部施行日前に行政事件三十七年法律第二百三十九号の規定されたセンターを被告とする抗辯の規定により指定海事承継することとなる権利及び義務に限る。)の管轄については、なによる。

第十六条 一部施行日前に独立行政する情報の公開に関する法律(平成第四十号)の規定に基づきセンターセンターに対してなされた十条第一項の規定により指定海上に継続することとなる権利及び義務に

に定めるも
必要となる経

支障がないと認めるときは、国土交通大臣の認可を受けて、これを当該出えん金を出えんした者に対し、その出えん金の額を限度として返還することができる。

2 前項の規定により出えん金の返還がなされたときは、旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十八の基金は、その返還した金額により減少するものとする。

3 第十条 センターは、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の時において解散するものとし、次項の規定により政府に対し払い戻される金額に相当する金銭を除き、その一切の権利及び義務は、その時において新海洋汚染等防止法第四十二条の十三第一項の規定により海上保安庁長官が指定する者（以下「指定海上防災機関」という。）が承継する。この場合において、旧海洋汚染等防止法第四十二条の三十五の規定は適用しない。

4 第一項の規定による解散に際し、センターは、前項の規定による出資額について、政府に対し政府の持分に係る出資額について、政府に対してその全額を払い戻すものとする。

5 第一条の規定により指定海上防災機関がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十一第一号及び第二号の業務以外の業務に要する資金に充てるために政府以外の者からセンターに出えんされた金額は、新海洋汚染等防止法第四十二条の二十二に規定するその他の業務に係る勘定に属する出えん金として整理するものとする。

6 第一項の規定により指定海上防災機関がセンターの権利及び義務を承継したときは、政府以外の者から旧海洋汚染等防止法第四十二条の二十八の基金に充てるために出資され、又は同条の基金に出えんされた金額に相当する金額は、政府以外の者から新海洋汚染等防止法第四十二条の十八の基金に出えんされたものとする。

7 センターの解散の日の前日を含む事業年度（以下「最終事業年度」という。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）第三十六条第一項の規定にかかるらず、同日に終わるものとする。

第十二条 前条第一項の規定により指定海上防災機関が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。
等防止法第四十二条の二十七第三項において準用する旧海洋汚染等防止法第四十一条の三第五項の規定によりセンターが行っている滞納処分は、新海洋汚染等防止法第四十二条の十六第七項の規定により海上保安庁長官が行っている滞納処分とみなす。

則法第三十五条の規定は、センターの解散の日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。
第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定めることとする。

第十一条 前条第一項の規定により指定海上防災機関が権利の承継をする場合における当該承継に伴う登記については、一部施行日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課す。

事業報告書の提出及び公表については、同日に
おいてセンターの中期目標の期間が終了したも
のとして、指定海上防災機関が從前の例により
行うものとする。

センターの解散日の前日を含む中期目標の
期間における業務の実績については、同日にお
いてセンターの中期目標の期間が終了したもの
として、指定海上防災機関が從前の例により評
価を受けるものとする。この場合において、通
則法第三十四条第三項において準用する通則法
第三十二条第三項の規定による通知及び勧告
は、指定海上防災機関に対してなされるものと

(罰則の適用に関する経過措置)
第二十一条 この法律(附則第一条の規定にあつては、当該規定)の行為及びこの附則の規定によりなよることとされる場合における一した行為に対する罰則の適用につき前の一例による。
(政令への委任)

限る。)については、指定海上防災行政
第一条第一項に規定する独立行政
す。

第十五条 一部施行日前に行政事件三十七年法律第二百三十九号の規定されたセンターを被告とする抗辯の規定により指定海事承継することとなる権利及び義務に限る。)の管轄については、なによる。

第十六条 一部施行日前に独立行政する情報の公開に関する法律(平成第四十号)の規定に基づきセンターセンターに対してなされた十条第一項の規定により指定海上に継続することとなる権利及び義務に

に定めるも
必要となる経

